

高鍋町告示第6号

平成21年第1回高鍋町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年2月27日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成21年3月4日(水)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

---

○3月6日に応招した議員

同上

---

○3月11日に応招した議員

同上

---

○3月13日に応招した議員

同上

---

○3月17日に応招した議員

同上

---

○3月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成21年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 例月現金出納検査結果報告
  - (3) 定期監査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第2号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 副町長の選任について
- 日程第8 議案第1号 高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事(建築工事)工事請負契約について
- 日程第9 議案第2号 高鍋町宮持田団地建替事業(第3工区)建築主体工事(F棟)工事請負契約について
- 日程第10 議案第3号 高鍋町宮持田団地建替事業(第3工区)建築主体工事(G棟)工事請負契約について
- 日程第11 議案第4号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第5号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第6号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第7号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第8号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第9号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第10号 平成20年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第11号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

- 日程第21 議案第14号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第29 議案第22号 一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について
- 日程第30 議案第23号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第24号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について
- 日程第32 議案第25号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第33 議案第26号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について
- 日程第34 議案第27号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第35 議案第28号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第36 議案第29号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第37 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第38 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第39 議案第32号 平成21年度高鍋町一般会計予算
- 日程第40 議案第33号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第41 議案第34号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第42 議案第35号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第43 議案第36号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第45 議案第38号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第39号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第47 議案第40号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第48 議案第41号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告

- (1) 議長の会務報告
  - (2) 例月現金出納検査結果報告
  - (3) 定期監査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第2号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第3号 副町長の選任について
- 日程第8 議案第1号 高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）工事請負契約について
- 日程第9 議案第2号 高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）工事請負契約について
- 日程第10 議案第3号 高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）工事請負契約について
- 日程第11 議案第4号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第5号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第6号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第7号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第8号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第9号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第10号 平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第11号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 高鍋町公園条例の一部改正について

- 日程第28 議案第21号 高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
日程第29 議案第22号 一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について  
日程第30 議案第23号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について  
日程第31 議案第24号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について  
日程第32 議案第25号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について  
日程第33 議案第26号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について  
日程第34 議案第27号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について  
日程第35 議案第28号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について  
日程第36 議案第29号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について  
日程第37 議案第30号 町道路線の廃止について  
日程第38 議案第31号 町道路線の認定について  
日程第39 議案第32号 平成21年度高鍋町一般会計予算  
日程第40 議案第33号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算  
日程第41 議案第34号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算  
日程第42 議案第35号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第43 議案第36号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算  
日程第44 議案第37号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
日程第45 議案第38号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算  
日程第46 議案第39号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算  
日程第47 議案第40号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
日程第48 議案第41号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算

---

出席議員（16名）

1 番 緒方 直樹君	2 番 黒木 正建君
3 番 池田 堯君	5 番 水町 茂君
6 番 大庭 隆昭君	7 番 柏木 忠典君
8 番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 老岐 昌敏君                      事務局補佐 田中 義基君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	興梠 正明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	井崎 俊博君
総務課長	……………	川野 文明君	企画商工課長	……………	東 啓三君
財政課長	……………	正崎 博君	都市建設課長	……………	間 省二君
環境整備課長	……………	日野 祥二君	農業委員会事務局長	…	清野 秋實君
農業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	杉田順一郎君
町民課長	……………	山本 泰英君	福祉保健課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	竹内 昭博君	水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	永友 吉人君	社会教育課長	……………	松木 成己君
美術館副館長	……………	曾我部義雄君	総務課長補佐	……………	三嶋 俊宏君

---

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） 只今から平成21年第1回高鍋町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成21年第1回定例会が招集され、去る2月の27日に第3会議室において議会運営委員会が行われました。その結果について御報告を申し上げます。

委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

第1回定例会に付議されました案件は、人事同意案件3件、防災備蓄倉庫建設契約など3件については本日に提案、質疑を経て採決となります。ほかには平成20年度の補正予算、この7件については時間的制約もあり、議案熟読後、6日に質疑、討論、採決となります。十分な質疑が行われることを希望します。

また、国の法改正などについて、文言改正を含む条例改正が10件、事務の受託が1件、条例が新たに制定されるものが5件あります。また、蚊口地区学習等供用施設など3件が再度指定管理を行う提案となります。町道路線の廃止、認定、平成21年度予算関係が新たに一ツ瀬川雑用水管理事業組合特別会計が加わり10件となります。執行部より、提案

についての概要を聞き、事務局から日程について説明を受けました。

委員より、予算委員会で時間が不足するのではないかと危惧され、延長することも視野に入れたほうがよいのではないかと意見もあり、執行部に聞いたところ、追加提案の予定がありますが、日程内に消化できるように努力したいとのことでした。

時間については、今まで延長することがないように議員各位の御協力がありましたとの報告を受けました。

また、委員から、国の第2次補正予算を受けた予算があるので、第2次補正予算に関する資料配付、説明など特段の配慮をお願いしたいとの要望が出され、執行部は了承され、議員協議会での資料配付、説明を行いたいとの意向が示されました。

以上、案件の多い議会ですが、15日間の日程で消化できると委員全員の一致を見ました。

自治体は、大変厳しい予算を余儀なくされておりますが、平成21年の予算審議がスムーズに議論を尽くしたことになることをお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

なお、議員提案などの追加も予想されますので、その都度判断していきたいと考えております。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番、八代輝幸議員、12番、徳久信義議員を指名をいたします。

---

#### 日程第2. 諸報告

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略させて差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を行います。井崎俊博代表監査委員。

○代表監査委員（井崎 俊博君） おはようございます。それでは、定期監査の結果につきまして御報告を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施いたしました。その結果につきまして、平成21年2月25日付にて、皆さんのお手元に配付してございます定期監

査の結果報告書を、町長、議会議長、教育委員会教育長あてに提出をいたしております。  
この報告書の内容につきまして、その概要を御報告申し上げます。

監査の対象及び監査重点事項は、高鍋町立保育園3園、わかば保育園、持田保育園、上江保育園につきましては、備品の管理状況、施設及び遊具の管理状況について、高鍋町総合交流ターミナルにつきましては施設及び備品の管理状況について、高鍋町健康づくりセンターにつきましては施設及び備品の管理状況、薬品の保管管理状況についてなどございます。高鍋町美術館及び高鍋町歴史総合資料館については備品の管理状況、寄託物品及び寄贈物品の整理、管理状況について、児童公園等につきましては施設及び遊具の管理状況などございます。

監査の期間は、平成21年2月6日から平成21年2月13日までの5日間でございます。監査の実施方法は、各関係者、課長、課長補佐、館長、副館長、園長、係長、担当者などの立ち会いにより備品管理簿、備品管理カード及び備品整理票と現物の照合を実施いたしました。薬品については、保管、管理状況等、施設及び遊具については安全性のチェックと管理状況について監査し、ヒアリングを実施いたしました。寄託物品及び寄贈物品については、管理簿、台帳、資料個票、資料原簿と現物の照合を実施いたしました。

なお、歴史総合資料館の寄贈物品につきましては、整理中のため、後日実施することになりました。

それでは、監査の結果について申し上げます。

備品の管理状況について。高鍋町立保育園3園及び高鍋町総合交流ターミナル、高鍋町健康づくりセンター、高鍋町美術館、高鍋町歴史総合資料館とも、すべて高鍋町財務規則どおり、統一された分類で備品管理簿、備品管理カード、備品整理票は整備され、現在高は備品管理簿と現物が一致し、正確に管理されていることを認めました。

施設の管理状況について。各施設とも整備され、十分に管理されていることを認めました。薬品等の保管管理状況について。薬品につきましては、危険な劇薬等はなく、通常の医薬品及びワクチンのみで、保健師により保管庫等で厳重に保管、管理されていることを確認いたしました。

温水プールの水質検査は、株式会社東洋環境分析センターによって定期的に行われ、分析の結果は、各項目ともすべて基準値以内であり、適正に管理されていることを近代監査により確認をいたしました。

寄託物品の管理状況について。高鍋町美術館及び高鍋町歴史総合資料館とも、管理簿、台帳、資料個票、資料原簿は整備され、現在高は管理簿と現物が一致し、正確に管理されていることを認めました。

寄贈物品の管理状況について。高鍋町美術館の寄贈物品の管理簿は整備され、現在高は管理簿と現物が一致し、正確に管理されていることを確認いたしました。

なお、歴史総合資料館につきましては、整備中のため、後日監査することといたしました。

児童公園等の遊具の管理状況について。各遊具は各法、条例に基づいて公園台帳と現物が一致し、安全に管理されていることを確認いたしました。ただし、都市公園ほかで金具等が腐食などし、危険と思われるものが一部見受けられましたので、早急に改善されることを要望する。

備品、寄託物品、寄贈物品について、次の事項を主管課と協議し、速やかに改善されることを要望いたします。

1、備品管理簿、備品管理カード、備品整理簿の整備及び廃棄処分並びに供用換えをする必要があるものなどが一部見受けられましたので、再確認するとともに、高鍋町財務規則どおりに整備されることを要望する。

2、寄託物品の管理については、寄託者とのトラブルが発生しないよう万全を期していただきたい。物品には老朽化により破損、棄損などが多く見受けられ、保管管理に厳重なる注意を要するもの、また展示できないものも多く見受けられるとともに、寄託者の死亡等による所有権者の確認など整備見直しを図り、美術館協議会委員及び歴史総合資料館運営委員、各位の協力を得ながら、物品の寄贈交渉、保険加入、物品返還等速やかに実施されることを要望するものであります。

また、今後の課題として、高鍋町のすべての備品、薬品、寄託物品、寄贈物品などの管理につきましては、電算機処理ができるよう、検討協議されることを要望するものであります。

なお、備品、寄託物品、寄贈物品、遊具等の現在高については別表のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。政務報告を行う前に、今朝、上永谷で発生いたしました火災、焼け方としては半焼ということですが、家の中も水浸しでございますので、全焼扱いになるのかなと思っております。人身にはけががなかったということでございまして、これは幸いだと思っております。

以上でございます。

平成20年12月1日から平成21年2月28日までの政務について御報告申し上げます。

まず、平成21年高鍋町消防始め式についてでございますが、1月10日土曜日、小丸河畔河川敷広場で挙行いたしました。各部とも仕事や家庭を持った中、そして年末年始の多忙な中で訓練に精励され、すばらしい始め式となりました。

また、始め式の訓練ばかりではなく、夜警等にも一生懸命取り組まれ、改めて消防団の頼もしさを感じたところでございます。

なお、成績につきましては、お手元の政務報告に掲げておるとおりでございます。

次に、エコクリーンプラザ宮崎連絡調整会議及び関係市町村長会議についてござい

すが、1月14日水曜日、エコクリーンプラザ宮崎連絡調整会議が、1月27日火曜日及び2月16日月曜日に関係市町村長会議が開催されました。連絡調整会議では、外部調査委員会の最終報告の説明を受け、関係市町村長会議では、費用負担の協議がございました。浸出水調整池補強工事費が13億6,000万円と見積もられておりますが、当面50%を県が、残りの50%を関係11市町村が貸し付けを行い、公社から業者への損害賠償請求に係る裁判により責任の所在の明確化を図り、裁判終了後、その認定額に基づき費用負担割合を決定し、精算を行いたいとの案が示されました。今後、議員の皆様の御意見を伺いながら、また西都児湯管内の市町村長とも連携を図りながら、適正に対処していく所存でございます。

次に、平成21年春季野球キャンプについてでございますが、2月16日月曜日から2月25日水曜日まで、NTT東日本硬式野球部が春季キャンプのために本町に滞在され、歓迎式や練習試合が開催されました。

3月10日火曜日からは、桐蔭横浜大学野球部もキャンプインすることとなっており、本町でのキャンプが充実したものとなるよう努めていくとともに、スポーツキャンプ誘致につきまして、より多くの団体に働きかけをしながらその取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、姉妹都市交流事業についてでございますが、1月22日木曜には福岡県朝倉市、2月20日金曜日には山形県米沢市にお伺いし、意見の交換をさせていただきました。それぞれ本町と姉妹都市とのきずなを深めることができましたことに喜びを感じたところでございます。これからもさまざまな機会を通じて交流を深めてまいりたいと存じます。

次に、交通死亡事故ゼロ365日表彰伝達式についてであります。2月18日水曜日、町長室で伝達式があり、宮崎県交通安全対策推進本部から、16日付での表彰がありました。今後とも交通安全の啓発に努め、交通死亡事故ゼロの継続を図ってまいりたいと考えております。

次に、要望活動についてでございますが、1月から2月にかけて、お手元の政務報告に掲げているとおり、国土交通省には小丸川の権限委譲に関して県への権限委譲前の竹嶋橋の架け替え及び宮越樋管排水ポンプの増設について、防衛省には日米共同訓練を含む新田原基地での訓練等に係る安全対策及び体制の確立、再編交付金の弾力的な運用について、その他要望を行ってまいりました。

また、今回の要望活動を初めさまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主だった政務について御報告申し上げます。

なお、その他の政務等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

### 日程第3. 町長の施政方針

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 平成21年第1回高鍋町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する私の所信を申し述べ、高鍋町議会を初め町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、平成17年2月の町長就任以来、町民が主役のまちづくりを政治理念として、町政のかじ取りを担ってまいりました。また、本年2月の町長選挙では、私以外の立候補者がなく、無投票で2期目を迎えました。町民の信託をいただいたものと考えており、責任の重大さを感じているところであります。

1期目におきましては、財政基盤の悪化や複雑多様化する行政ニーズの対応と町政を取り巻く環境が極めて厳しい中、ひたすら町民の皆様の福祉の向上、町の発展を願いながら、また、町政運営に当たっては、選挙公約にも掲げました公平と公正の町政、行財政改革の推進、市町村合併の推進、安全と安心の町づくり、力強い産業の創出、福祉と文教のまちづくりの6つが、町民が主役のまちづくりの基本であるとの考え方にに基づき、全力で職務の遂行に当たってきたところであります。

これらには課題も残されているものと認識をしておりますが、一定の前進が図られたのではないかと考えております。2期目に当たりましては、引き続き、町民が主役のまちづくりを念頭に、安心・安全なまちづくり、行財政改革の推進、産業の振興、市町村合併の推進、福祉・教育・スポーツの振興を基本として、高鍋町躍進のために全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、我が国では現在、厳しい社会・経済情勢のもとでの格差社会が進行しており、今後はいずれの地方自治体もさらに厳しい地域間競争の波にさらされることが予想されております。とりわけ三位一体の改革に伴う地方財政の疲弊が深刻な状況の中で、サブプライムローン問題を発端とする100年に1度と形容される金融危機による企業の倒産や雇用不安を初めとし、今後、景気後退がますます進展することが予測され、多くの地方自治体がかつて経験したことのない危機に直面している状況にあります。

このような状況に対応するため、昨年末には高鍋町経済雇用対策連絡会議を発足させ、情報の収集を初め国・県の緊急融資制度の活用や雇用対策の施策を検討するとともに、緊急融資制度の啓発を行い、申請時には迅速な認定に努めるなどの対策を実施しております。また、4月以降には、解雇された非正規労働者や中高年齢者の方などを臨時職として雇用する予定であります。

さて、今後ますます厳しさが増すと思われる社会・経済情勢の中で、本町が今後とも町民の皆様が真に必要としている行政サービスを提供し続け、町の活力を維持発展させていくためには、これまでの発想や手法を思い切って転換させる必要があります。すなわち時代の流れを的確にとらえ、将来を見据えた地域経営が担えるよう徹底した体質改善を図る必要があります。町は思い切った改革の断行によって成果を重視するスリムで効率的な経営体

へ転換することが不可欠であると考えます。

また、一方で行財政改革は行政側だけの取り組みではおのずと限界がある。本町が今後活力ある地域として発展していくためには住民サービスの公平性・公正性を確保する必要があることから、受益者負担の原則に基づく改革を推進しながら、町民の皆様や民間組織と行政とが適切な役割分担のもとで、自助・共助・公助といった協働の考え方を基本に、町民力を最大限に引き出しつつ、協働のまちづくりを推進することがぜひとも必要であります。

そして、今後の町政運営は、行財政改革を断行していくと同時に、本町が持つさまざまな歴史的・文化的資産や人材など、あらゆる資源や潜在力を最大限に生かしながら町の発展に努めていくべきであると認識しております。

以上のような考え方にに基づき、私は、2期目の町政に全力を挙げて取り組み、町の発展に尽くしてまいり所存であります。

そこで、以下、21年度の重点施策について御説明申し上げます。

まず1点目は、安心・安全なまちづくりについてであります。

近年、地球温暖化や異常気象などによる自然災害が大規模化・多発化し、また犯罪の凶悪化や低年齢化、幼い子供が犠牲となる痛ましい事件・事故も相次いでおります。

一方で、偽装表示や毒物の混入事件など等に起因して、食の安全の確保が求められている状況にあるなど、町民の皆様の防災や防犯、安心・安全の確保を望む声は日を迫うごとに高まってきております。

町民の皆様の安心・安全を確立し、人々が笑顔で安心して暮すことのできる社会の構築は行政の基本的課題であり、かつ優先して取り組むべき事項でありますことから、本町といたしましては、SOSネットワークや防災情報配信システム等活用した迅速かつ正確な情報提供に努めながら、防災訓練等を通じて町民の皆様の防災意識の向上や緊急時の備えを充実してまいります。

特に、本年は、宮崎県総合防災訓練を高鍋町及び木城町を会場として実施することとしております。さらに、災害時要援護者避難支援や地域見守りなど、関係団体との連携による防災・防犯体制の強化、自主防災組織の育成、交通安全施設整備事業等を引き続き進め、本年は防災備蓄倉庫及び災害時避難所の建設事業、津波ハザードマップの作成、新型インフルエンザ対策としての防護服、防護マスクの整備等、安心・安全の基盤づくりに努めてまいります。

また、町営持田団地全124戸の整備が完了する予定で、県営持田団地84戸とあわせ生活基盤の整備が図られます。

新田原基地で実施されます日米共同訓練につきましては、町民の皆様の安全確保を第一に、訓練期間中は職員を配置するなど適切に対応してまいります。

さらに、救急医療等の問題につきましては、西都市及び児湯郡内の各町村や医師会等と協議を進めておりますが、1次救急医療の地元病院における受け入れ拡大について、児湯

医師会を中心に検討していただいております。また個人病院の協力も得ながら、安定的な医療体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

そのほかにも、地域包括支援センターの運営の安定化や、ごみ減量化の徹底等にも積極的に取り組み、町民の皆様が安全で安心して暮すことのできるまちづくりを進めてまいります。

2点目は、行財政改革の推進についてであります。

平成20年4月に、第5次高鍋町行財政改革大綱を策定いたしました。内容としては、町民の皆様と行政との新しい関係を構築することを主眼とし、町民との協働の一層の推進、機動的で政策対応力の高い組織体制の整備、持続可能な財政基盤の構築、職員の意識改革と人材育成の4つを柱といたしております。

その柱について述べさせていただきますと、まず、町民との協働の一層の推進につきましては、町民、民間、行政等の適切な役割分担を明確にするとともに、事務事業の進め方の見直しを推進しながら、町民の皆様の御意見等を町政に十分反映させる仕組みを構築し、効率的・効果的で質の高い行政運営の確保を目指しております。本年におきましては、地区担当者制を導入し、地区連協ごとに、数名の職員を配置することとしております。また、外部評価制度や町民提案型予算検討委員会の導入を行い、町民の皆様方の御意見の町政への反映を図ってまいります。

次に、機動的で政策対応力の高い組織体制の整備であります。地方分権が進み、町政を取り巻く課題がますます複雑多様化する中、政策決定や事業の実施に当たっては、町としての自主性・自立性をこれまで以上に高めていくことが必要でありますことから、本年4月に、機構改革を行い、機構の変更や人員の配置がえを実施し、体制を整えてまいります。

次に、持続可能な財政基盤の構築であります。各施策の必要性・緊急性の優先度を十分に勘案し、事務事業の徹底した見直しを進めるなど、選択と集中の観点から、予算及び人材の重点化に取り組むとともに、ごみ処理経費の有料化などにより、財源の安定的確保等に努めているところであります。

また、公債費の負担減を図るため、地方債の一部の繰り上げ償還を引き続き進めてまいります。

最後に、職員の意識改革と人材育成であります。職員は常に全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、町民の皆様の視点に立って、質の高い行政サービスを提供しながら、さまざまな政策課題に対応することが求められておりますことから、職員一人一人が柔軟な発想と明確なコスト意識を持って職務を遂行するよう、意識改革を推進するとともに、人事評価制度の導入により、人材育成に機軸を置いた人事制度改革を進めているところであります。

3点目は、産業の振興についてであります。

我が国の景気がこれまでにない深刻な経済危機に直面している中、疲弊する地方経済が

さらにダメージを受ける懸念がありますが、その中で、このような状況であるからこそ元気で活力ある町を構築するためにはどのようにしたらよいかを官民交えて徹底的に議論し、その取り組みを力強く実践していく姿勢が必要であると考えております。そのためには、既存の事務事業を検証する一方で、新たなアイデアが創出される仕組みづくりやさまざまな分野で活躍されている方々・団体などが持つておられる経営技術・ノウハウをまちづくりに生かすことができるような行政支援を進めながら、以下の施策を推進してまいりたいと存じます。

まず、商業につきましては、本町では最近、中心部周辺に郊外型中大型店舗が相次いで進出してきており、一定の雇用が確保される半面、中心商店街の衰退が懸念される状況が発生し、商店街の再生は喫緊の課題となっております。このため、商店街自らが取り組む活性化対策への支援や空き店舗対策等の充実を図る必要があります。

商工会議所やJA、観光協会など関係団体と連携を深めるため、東児湯地区が一体となった観光ネットワーク網を形成し、商店街の活性化を図っております。昨年は観光ガイド教則本の作成や地元食材を活かした名物料理の開発を行いました。引き続きこのような取り組みを初め、高鍋商工会議所で取り組んでおられます高鍋デザイン会議や町の駅事業との連携を図るなど、町民の皆様の御意見をいただきながら商店街の活性化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、商店街や商工会議所、行政が一体となって本年から商店街再生の取り組みを開始したいと考えております。

農畜産業につきましては、キャベツ、和牛、お茶など、本町の特性を生かしながら、安全で品質の高い農畜産物のブランド化を引き続き進めるため、履歴管理の徹底や販路拡大に向けた取り組み等を支援してまいります。あわせて、尾鈴地区土地改良事業による農業用水の確保やむらづくり交付金事業による農道の整備など農業基盤の整備を行ってまいります。

また、4月には産業振興課を設置し、新しい産業創出の切り口として農商工連携に取り組むこととしております。

4点目は、福祉・教育・スポーツの振興についてであります。

町民の皆様が健康を増進し、未来を開く子供たちがにぎわうまちづくりのために、福祉・教育・スポーツの振興を行うことは、本町の発展のために最も重要な課題の1つであります。このため、健康づくりにつきましては、健康づくりセンターを主体に、生活習慣病予防の観点から、町民の皆様の健康の維持・増進の施策を推進しております。本年は新たに高齢者等の創造的な活動を推進し、住民の福祉・保健活動やボランティア活動への参加を支援する施設として高鍋町持田地区高齢者福祉センターを設置し、介護予防教室を行うなど、高齢者及び町民のふれあいの場として利用していただき、健康づくりセンターとあわせて、町民の皆様の健康の維持増進の施策の充実を図ってまいります。

また、子供がにぎわうまちづくりを推進するため、商店街の活性化と子育て支援といっ

た分野横断的な取り組みとしてまいづるカードを活用した事業やイベントの開催等の支援をしてまいります。

そのほか、昨年設置したファミリーサポートセンターにおける支援や町内の保育園における一時保育の継続した実施等により、子育てに悩む母親等の支援体制を整備しておりますが、本年は妊婦検診に対する助成を拡充するなど、子育て家庭におけるさらなる負担の軽減と、母親等の就労の促進等を図ってまいりたいと考えております。

教育に関しましては、子供の成長過程において学校が果たすべき役割は極めて大きなものがありますことから、教育委員会とも連携を図り、学校教育の充実に努めながら、ふるさと学習や米づくり体験を行うなど、地域と学校、そして家庭とが連携して支え合い、子供が健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

さらに、温暖な気候を生かし、本町の体育施設を活用したスポーツキャンプ等の誘致についても、地域スポーツの発展につながりますことから、引き続き全力で取り組んでまいります。本年はマリンスポーツ環境整備として、蚊口浜に駐車場やシャワー等の整備を行い、マリンスポーツ振興を図ってまいります。

最後に、市町村合併についてであります。

現在の地方自治体は、厳しい財政状況や複雑多様化する住民ニーズへの適切な対応、地方分権の進展に伴う事務負担の増加、さらには地方に漂う閉塞感等さまざまな課題が山積しており、行政の効率化を進め、住民に対し適切な行政サービスを提供しなければならないことや、スケールメリットの観点から、合併議論は避けては通れないと考えております。

東児湯5町に関しましては、市町村合併に対しての考え方に依然として隔たりがあり、それを取り除く努力が必要であります。私は地域の歴史や文化、特性を生かし、発展していくためには、東児湯5町の合併が必要であると考えておりますので、意欲を持って合併に向けたさまざまな働きかけを継続して進めてまいります。当面は各町がそれぞれ行財政改革などにより力を蓄え、救急医療や相互防災、観光など広域行政の連携強化を図りながら、合併に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、重点施策について申し述べましたが、いずれも私1人あるいは職員のみでなし得るものではなく、町議会を初め町民の皆様の御理解、御協力、さらにはさまざまな御意見・御提案が不可欠であります。本町のさらなる発展のため、今後なお一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、2期目に当たり、また平成21年度に臨む私の所信といたします。

---

#### **日程第4. 会期の決定**

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの15日間に決定をいたしました。

---

#### 日程第5. 同意第1号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第5、同意第1号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第1号公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の児玉芳雄氏が平成21年3月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き、同氏を公平委員会委員として選任いたしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。このことにつきまして御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 本件につきましては、再任でありますので略歴の説明を省略いたします。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号公平委員会委員の選任につきましては同意することに決定をいたしました。

---

#### 日程第6. 同意第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、同意第2号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第2号監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の井崎俊博氏が平成21年3月25日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに黒木輝幸氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（川野 文明君） それでは、略歴の説明をいたします。

お手元に資料があると思います。氏名、黒木輝幸、生年月日、昭和22年11月11日生まれでございます。現住所、児湯郡高鍋町大字上江4851番地17でございます。最終学歴、昭和41年3月、宮崎県立高鍋高等学校卒業でございます。職歴ですが、昭和41年12月、株式会社日米商会に入社され、昭和42年9月に同社を退社されております。42年10月から農業に従事され、昭和43年4月、宮崎菱農機械株式会社に入社されております。昭和45年1月に同社を退社されております。その後、45年の2月から農業に従事され、昭和46年4月から高鍋町役場に入庁をされております。その後、平成9年4月、財政課長、平成12年4月、総務課長、平成15年4月、議会事務局長、平成18年4月、総務課長をもちまして、平成20年3月に高鍋町役場を退職され、現在に至っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 現在、国は自治体の外部監査の導入が望ましいと提言されているんです。その提言をどのように受けとめておられて今回のような案件を出されたのかということですか。

また自治体の会計についても、総合的に判断できる人材についての検討というのが要求されていると思うんですが、そのところはどうにお考えになられたのかということですか。これからの行財政改革を行うに当たって、職員への待遇などへの苦言を、社会的状況判断から呈していかないといけない場合が多いと考えておりますけれども、その時、同じ立場であった職員OBを配置するという提案ということなんですけれども、町長は町民が主人公という立場から、職員が主人公という、主役という立場に変更されたのではないかという疑念を抱かせる考えになっているのではないかなというふうに考えますが、その問題について深く思慮されたのかどうかお伺いをしていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今申されました町民が主役ということは一切変えてはおりません。そして、この人事につきましては、行政にも詳しく、そして一般にもある程度精通しているということでございます。そして、人間的にもほんとに立派なということで推薦をしたところでございます。（発言する者あり）

外部についてということでございますが、先ほど申しました行政にも精通しながら、一般の企業にもいろいろと勤めておりましたので、そういうことも考慮しながら推薦したところでございます。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 外部評価につきましては、外部評価委員会も設けて進めていきますので、そういった点から、先ほど申しましたような条件をクリアしていると思っております。

で、推薦をしたわけでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 私が質疑をしたのは、こういうことなんです。もうちょっと言いますよ、私これ2回目になりますけど。国は、自治体も外部監査の導入が望ましいと提言しておりますけれども、その提言をどのように受けとめておられるのでしょうかということを知っているわけです。

国は提言してきているわけですよ。そして、監査の方法も、これからはさまざまな監査方法をやっぱり取り入れていくということも方向性としてしっかりと受けとめていく方向性が見えていかないといけないんじゃないか。

逆に、国がなぜこのようなことを言ったのかというのは、そういう会計に精通しているとか、今からは会計制度もしっかりと熟知していらっしゃる場所に評価を受けたほうがいいんじゃないかと。だから、外部評価委員会があるからそれでいいんだということではなくて、私が知っているのは、国は、自治体も外部監査の導入が望ましいと提言しているわけ。この内容は物すごく部厚い資料なんですよ、外部監査を要求しているというのは。内容が。私は、例えば税理士の方とか会計士の方が自治体の財政に精通しているというふうには、私は思っていないよ。そういうふうには思っていないけれども、国が、そういった会計士を含めた形での会計に精通した方の外部監査の導入が望ましいということを知っているわけですよ。

これをまず、私、じゃ町長にお伺いしますけれど、外部監査の導入が望ましいということ、どのように国が提言しているか、その資料を町長はお読みになったことがございますでしょうか。そして、その資料を読んだ上で、どういったことを判断されたのかということを知っているわけです。やっぱりこの資料を読んでないと、国がどのように提言しているのかということを知っていると踏まえて知っていかないと次の提案ができないということを知っているだけですので、そのことについてしっかりと答弁をいただきたいと思います。だから、国が提言していることの内容をしっかりと述べて、ここで答弁をしていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 外部監査についての国の方針ということでございますが、行革等によって財政の健全化、そういったことをうたっておられると聞いておりますが、私がなぜ推薦したかというのは、そういうことも重々できる技量を持っておるということで推薦をいたしました次第でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 国の提言の中には、やはり専門家ということはしっかりとうたっているわけです。それがどういうことを意味していくのかということは、外部のものではないと、例えば町長がおっしゃいましたけれども、これから行財政改革があるわけです。もう進んできている、2年目になるんです。第5次行財政改革大綱が制定されてもう今年

は2年目です。来年までなんです。

そういうことを考えたときに、やはり今度は例えば給食調理の委託もごさいます。8名の職員が一般事務に変更になります。こちらに来られるほうも大変だけれども、受ける側の職員も物すごく大変だと思うんです。ずっと町長は、例えばグループ制の問題だとかいろんな仕事のやり方について、今までいろんな形で施政方針などでも述べてこられていますが、だけれども、だけれどもその問題を解決していく一番大きな事柄、例えば私、今朝ほどもほかの議員さんにお話したんですけれども、グループ制になると大体4人から5人、多くて6人というところにグループ制として見ていくところがあるんです。同じグループで、例えば町民課にしても、同じ仕事を皆さんしているわけではないわけです。そうすると、その中で、例えばその中に一般事務となられた、新しく一般事務となられた給食調理員の方がいらっしゃるとしたら、副町長は私の一般質問への答弁の中で、マンツーマンで指導を行っていくということを答弁されました。

そのことから考えたときに、やっぱりしっかりとその辺をどうしていくかということの人事配置問題、こちらに一般事務として登用される方も大変です。そして今年は16名が一応退職の予定となっているということをお伺いしました。そして、まして精神的にかなりまいっておられる職員の方が20名を超しているということもこれは一般質問の答弁の中で明らかになっております。

そういうことを考えたときに、職員がこれだけ減ってくる。そしてその中に給食調理員の皆さんが入ってこられる。入ってくるほうも、それを受けとめて一緒に事務をやっていく一般職の皆さんも、本当に私はこの1年というのは正念場で大変だろうと思うんです。

だから、そんな中で、そこをどうクリアしていくのかということ、やはり外部におられた方がしっかりと見ていくことによってしっかりと評価できるんじゃないかなというところが私の基本的な考えなんです。

今の代表監査が体調が思わしくないということで、私、できれば引き続きと、私自身の中では思っていたんですけれども、体調を崩されたということで、任期も来るということで、その任期で全うしたいという思いがあつてのことじゃないかなと推測をしているのですけれども、でもそういうことから考えたら、やはりしっかりと外部から来る方じゃないとその辺のところの、職員をあまりに熟知しているために、やっぱり人を知っているということは人情論としてその方を切り捨てることにはならない。そして、守っていく立場に、私はしっかりとあると思うんです。やはり当然それが人としての道であり、でもそれが財政上の運営であれば万やむを得ず断腸の思いでそこを軽減していかなければならないという辛い立場を元職員に負わせていくということがどんなことなのか。私だからそこが理解できないんですよ。

私の気持ちとしては、元職員に対してそこを断腸の思いで軽減をさせていく立場を与えるということが、私物すごく、私がもし町長の立場であれば、私ならできません。正直な話。そういうことを自分がしなくて、提言する側に回させるということは、私にはできま

せん。気持ち的には。

だから、外部評価がいいというのは、やはりこの行政に携わっていない人たちが客観的に数字を見ることによって評価がしっかりとできるということで国の提言が、その中で提言の中身、私よく読ませていただきましたけれども、余りにやっぱりそこを知っていくと、やっぱり人間的関係が小さな地方自治体の中では出てくると、どうしても人間関係が出てくると地方自治体の中で財政運営に対しての厳しい提言ができていかないと。それがだから望ましい自治体が地方分権法の中でしっかりと独立した行政としての運営をしていくための1つやっぱり夕張市なんかも踏まえて、やはり外部監査のそういう方向性が望ましいということも言われている。

少々高いお金を出したにしても外部監査、それもしっかりと会計士、税理士などの資格を持った方が望ましいということ言われているのは、恐らくその方向性があるってじゃないかなというふうに私は思っているんです。そのことをどういうふうに、町長はその提言を見られて、今まで苦言を呈してこられたことへ、やっぱりしっかりと、先ほども備品なり施設なりの管理状況についての報告がありましたよね。

これ私ごとになりますかもしれませんが、やはり監査委員の意見を受けて、しっかりと正ヶ井手地区の中にある公園管理について、どうしても危ないものがあると、できればから撤去していただけないだろうかということを、監査委員の意見がしっかりと伝わりながら、そしてその地区にも伝えていく。そのことが今かなりできてきているわけです。

だから、そういう物に対するものはしっかりとできて、人に対するものの意見がしっかりと述べていくことができるのかどうか、これから非常に厳しい状況を突きつけられる、突きつけていくことができるのかどうかということを考えて、その責任をやはり代表監査は負っていらっしゃると思いますので、そのことをどう考えていらっしゃるのかということ私を聞いています。

ちょっと長くなりましたけれども、私が先ほどから聞いているのは、やはり国が提言している外部監査のあり方、やはり内部ではいけないということ言っている理由をしっかりと中身を読んでいただいたら理解ができると思います。だから、そのことをどう思われているのかということ私を聞いています。だから、そのことを、できれば町長は、しっかりと答弁していただければ、私はあえて町長の苦しい胸のうちもしっかりとおっしゃっていただければ、その辺は、ああ、提案された理由がよく理解できるんじゃないかなというふうに思うんですが。できれば国の提案、外部監査の導入が望ましいと提言している内容についてもっと詳しく、しっかりと述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員の申されるとおり、私もそういった気持ちはございます。しかしながら、監査をするに当たっては、井崎さんもここにいらっしゃいますが、是は是、非は非の気持ちでちゃんとやっていただく人材だと思っておりますので、そういった点で理解をしていただきたいなと思っております。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 国の外部監査ということでございますが、今私たちも一生懸命それに向かって、特別会計、一般会計等一緒になって監査していただくということでございますが、そしてやっぱり行政の運営がスムーズにいくような監査がなされなきゃならないということを確認しております。

つきましては、黒木輝幸氏を推薦した理由は、そういうことが先ほど申しましたような状況の中でも是は是、非は非の気持ちを持ってやっていく人材と確信をしておりますので推薦をしたわけでございますので、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） じゃ、10分間休憩をいたします。

午前11時08分休憩

.....  
午前11時18分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 外部監査制度というのは、地方自治法の規定に基づき、監査委員の監査に加えて、より専門的で独立した立場から外部監査を町と外部監査契約を結んだ外部監査委員が監査を行うということです。

外部監査が、公認会計士、先ほど議員が申されましたように、公認会計士、弁護士等の資格を持ったということで国から来ておりますが、私はそれを考えた上で、国の提言については承知をしておりますけど、しかしながら、本町には外部に、行政に精通、厳しい行政監査の中で適切な監査を実施できる人物は、私がいろいろ相談し考えたところ、黒木氏以外には見当たらないということで、当人は、豊富な行政知識も持っておりますので、また民間とのいろいろなつながりを持っておりますので、そういったことから推薦したわけでございます、以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決に入ります。3番、池田議員。（発言する者あり）

本件の表決については、3番、池田堯議員ほか1名から、無記名投票によりたいとの要求がありました。只今から、本件を無記名投票にて採決をいたします。

議場を閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤 隆夫） 只今の出席議員は15名です。只今より投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤 隆夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤 隆夫） 異状なしと認めます。

投票の方法について事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） それでは、御説明申し上げます。

本案に同意される方は賛成、同意されない方は反対と御記入願います。

なお、賛否を表明しない投票または賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定によりまして否とみなします。

繰り返します。本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記入をお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） それでは、只今から投票を行います、念のために申し上げます。

本案に同意される議員は賛成、反対の議員は反対のみを御記入ください。

では、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） それでは、議席番号と氏名を申し上げますので、順次登壇して投票をお願いいたします。

なお、敬称は略させていただきます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	緒方 直樹議員	2 番	黒木 正建議員
3 番	池田 堯議員	5 番	水町 茂議員
6 番	大庭 隆昭議員	7 番	柏木 忠典議員
8 番	矢野 友子議員	10 番	岩崎 信也議員
11 番	八代 輝幸議員	12 番	徳久 信義議員
13 番	中村 末子議員	14 番	春成 勇議員
15 番	永谷 政幸議員	16 番	時任 伸一議員
17 番	山本 隆俊議員		

.....

○議長（後藤 隆夫） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤 隆夫） 只今より開票を行います。

ここで、会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、13番、中村末子議員、

14番、春成勇議員を立会人に指名いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（後藤 隆夫） 投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの議席数に符合しております。有効投票15票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成13票、反対2票です。

以上のとおり賛成が多数であります。したがって、同意第2号監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....  
午前11時33分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

#### 日程第7. 同意第3号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、同意第3号副町長の選任についてを議題といたします。

ここで、川野文明総務課長の退場を求めます。

[総務課長 川野 文明君退場]

○議長（後藤 隆夫） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第3号副町長の選任について提案理由を申し上げます。

現副町長の興梶正明氏から、平成21年3月31日をもって退職したい旨の願いが提出され、退職について承認することといたしました。

つきましては、新たに現総務課長の川野文明氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるところでございます。このことにつきまして御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐（三嶋 俊宏君） それでは、略歴の御説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。氏名、川野文明。生年月日、昭和27年4月10日。現住所、児湯郡高鍋町大字南高鍋10132番地1。最終学歴は昭和46年3月、宮崎県立高鍋高等学校を卒業されております。職歴等でございますが、昭和46年4月、高鍋町役場に入庁、平成10年4月、福祉課長、平成12年4月、福祉保健課長、平成15年4月、総務課長、平成18年4月、議会事務局長、平成20年4月、総務課長に就任され現在に至っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ちょっと議長をお願いをしたいんですが、総務課長が退席しますので、確かに課長補佐が入るのはいたし方ないことだと思いますが、できればそれは事前に議員に連絡をしていただければよかったですかなと思います。

高鍋町は、第5次行財政改革を現在遂行しているところです。しかし、行政事務連絡員制度廃止問題で行政事務連絡員さんとの連携が見られず、大変残念な事態を招いている責任部署である総務課長の責任をどう考えておられるのでしょうか。

また、現職員を配置するに当たり、これからの県や政府に対しての要望、陳情などの計画実施に当たりどのような効果があると考えておられるのか、具体的に述べていただきたいと思います。

また、新田原基地での日米共同訓練について、議員協議会では50名程度、基地内での宿泊と聞いておりましたけれども、共産党からの情報で、米軍は80名が参加、そのうち宮崎市内、これは佐土原なんですけれども60名が宿泊することが宮崎市議会ではしっかりと文書で配付されたにもかかわらず、聞いたことを口にぬぐって知らんふりを決め込まれたことは非常に残念な思いを、これ町長、総務課長にしております。町長は、町民が主役と言いながら、米軍、防衛省主人、主役となっているのではないのでしょうか。非常に残念な思いです。そのことについて私たち議員に詳細報告を怠った原因は、町長も総務課長もその責任の一端はあるとも考えますけれども、その問題を勘案しても、推薦された理由は明確でないと考えるんですけれども、もう少し詳しく述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 事務連絡員の説明がうまくいわずに事務連絡員廃止というのでできなかった。私も重々責任を感じております。しかしながら、いろいろお話を聞いた中で、事務連絡員をとということでまた今、いい方法があればということでまた模索をしながらみんなで研究しておりますので、その責任として私がとらなきゃならないと思っております。

それから、国、県についてのパイプ役ということでございますが、確かに渋谷さん、それから佐藤さん、興梠さんという3者が県から来ていただきましたが、ほんとに県とのつながりも密接につながってきたと思っております。国についてもしかりだと思っておりますが、私として、どうにか私たちもなれまして、県にも国にもちゃんと陳情に行けるような状態になっております。私たち一丸となってその任務に当たっていきたいと思っております。

それから、米軍につきましては、十分に話はしておりますが、うちに飲みに来るとか宿泊をするということになりましたら、やはり私たちもそれは議員の皆さんに連絡をしなきゃならなかったかなと思っておりますが、事前に連絡をとりまして、高鍋には出てこない。しかし、出てこないと言いながら私たちは夜間、職員を配置しまして、もしということに備えてやったわけでございますが、議員の人に対して、出てこないものを出てこないということで報告しなかったのもまた私たちが悪かったかと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決に入ります。3番、池田議員。

○3番（池田 堯君） 無記名投票を求めます。

○議長（後藤 隆夫） 本件の採決については、3番、池田堯議員ほか1名から、無記名投票によりたいとの要求がありました。只今から、本件を無記名投票によって採決をいたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤 隆夫） 只今の出席議員は15名です。只今より投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤 隆夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤 隆夫） 異状なしと認めます。

投票の方法について事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） それでは、御説明いたします。

先ほどと同じですけれども、本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記入をお願いいたします。

なお、賛否を表明しない投票または賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定によりまして否とみなします。

繰り返します。本案に同意される議員は賛成、同意されない議員は反対と御記入をお願いいたします。

○議長（後藤 隆夫） それでは、只今から投票を行いますが、念のために申し上げます。

本案に同意される議員は賛成、反対の議員は反対のみを御記入ください。

では、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） それでは、議席番号と氏名を申し上げますので、順次登壇して投票をお願いいたします。

敬称は略させていただきます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	緒方 直樹議員	2番	黒木 正建議員
3番	池田 堯議員	5番	水町 茂議員

6 番	大庭 隆昭議員	7 番	柏木 忠典議員
8 番	矢野 友子議員	10 番	岩崎 信也議員
11 番	八代 輝幸議員	12 番	徳久 信義議員
13 番	中村 末子議員	14 番	春成 勇議員
15 番	永谷 政幸議員	16 番	時任 伸一議員
17 番	山本 隆俊議員		

○議長（後藤 隆夫） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 漏れなしと認めます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤 隆夫） 只今より開票を行います。

ここで、会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、15番、永谷政幸議員、16番、時任伸一議員を指名いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後藤 隆夫） 投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの議席数に符合しております。有効投票15票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成13票、反対2票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、同意第3号副町長の選任については同意することに決定をいたしました。

ここで、川野文明総務課長の入場を認めます。

〔総務課長 川野 文明君入場〕

○議長（後藤 隆夫） ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

#### 日程第8. 議案第1号

○議長（後藤 隆夫） 日程第8、議案第1号高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第1号高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）工事請負契約について提案理由を申し上げます。

この議案につきましては、高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）の工事

請負契約を結ぶため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。このことにつきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 詳細説明を申し上げます。

議案第1号高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）工事請負契約についてでございます。

契約の目的、高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）でございます。

契約の場所、高鍋町大字上江字高月8437番地でございます。契約の工期、平成21年11月20日。契約の方法は、指名競争入札でございました。

指名業者は次の6社でございます。株式会社岩切建設、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、有限会社松浦工務店、株式会社桑原建設、柴坂建設株式会社、以上の6社でございます。

契約金額5,090万220円でございます。仮契約締結日が平成21年2月27日、契約の相手方、住所、高鍋町大字南高鍋8814番地の1、名称が、株式会社山口鉄工建設、代表者、代表取締役山口順一でございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 契約金額の下限設定額と契約率についてと、他の指名業者の入札金額について、もし報告できれば詳細に答弁を求めたいと思います。指名競争入札にした理由を明確に述べていただきたいと思います。

もう一つは、これは本来の建設箇所より移動したということが報告されましたけれども、今度の建設予定地での予定地の調査では大丈夫と判断されてということの提案なんですけれども、もし万が一にも水が発生したりとか、その他不十分な状況などが出て、建設費の増額などということになる可能性はあるのかどうかでは済まされないと思うんですけれども、その辺はどのように調査をされてきたんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（興梠 正明君） 指名競争入札にした理由について私のほうから申し上げたいと思います。

今回、指名競争入札、町内業者4社でございます。それから町外2社でございますけれども、一般競争入札という考え方もございますけれども、これは安易に切りかえますと、町外業者に今後落札されてしまうという可能性が高くなります。それで町内業者では多少のうございまして、競争性を高めるという観点から、近隣の2社を追加いたしております。合わせて6社ということなんです。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 他の業者の入札価格と最低制限価格、ちょっと手元に資料等  
がございませんけれども、暫時休憩後でよろしいでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時55分休憩

午後0時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 他の5社の入札額を申し上げます。

4,870万円、4,880万円、4,887万円、4,965万5,000円、で、  
5,000万円ちょうど。これは消費税抜きでございますので、そういったふうに御理解  
ください。（発言する者あり）もう一度ですか。入札価格は税抜きでございますので、そ  
のつもりでお願いします。4,870万円、それから4880、済みません、棒読みしま  
す。4,887万円、49655と50000、千円の単位で今ちょっと省略しました。  
よろしいですか。48700、48800、48870、49655、50000。

以上でございます。

それから、制限価格でございますが、これも消費税抜きです。40739048、  
4,073万9,048円でございます。80%で設定しております。

予定価格もちょっと申し上げておきますが、予定価格が5,092万3,810円ござ  
います。

それから、落札率を申し上げますが、落札率が95.19でございます。契約者との落  
札率です。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） それから最後の場所変更についてのお尋ねですが、当初の職  
員駐車場の場所から外来者駐車場の場所に移しました件については御説明を申し上げてお  
りますが、外来者駐車場の地盤等の強度等については、以前のN値、いわゆる下の地盤で  
す。地盤の調査を行っております。それから、地質構造等を見て設計業者、それから、も  
ちろんこれから確認申請が必要なんです、そこで十分協議をし、対応できるということ  
で許可をいただいております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほどの指名業者の答弁について、やはりこの答弁ではちよっ  
と、一般競争入札にすると町外業者にとられる可能性があるとおそれがあるということ  
で、町内業者を守るという、育成するという意味で指名競争入札にしたということのよう

ですけれども、町外業者が2社入っております。そして、前のときも町外業者が落札しているときもあります。

もろもろ考えたときに、例えば宮崎市なんかも、やっぱり市外業者というのは締め出しというわけではないんですけれども、それに近い形で指名をなるべくしていかないとこういう形で、当然宮崎市は大きいものですから、公共工事なんかにしても大きい部分がありますので、町内業者を育成するということがすごく言われている反面教師の部分で、結局じゃ高鍋町以外は、高鍋町が締め出しをすれば、なら宮崎も締め出しするよということになって、なかなかこの公共工事の少ない中では指名競争入札にしても大変難しい部分を抱えているんじゃないかなという気がするんです。

そして、落札率を見ると95.19%という今報告がありましたけれども、そのことから考えても、やっぱり談合とかそういうことも非常に疑われる落札率ということになっていくんじゃないかなというふうに思うんです。今はもうマスコミもその部分はかなり影を薄めて報道が余りなされないようなんですけれども、当時はやっぱり落札率に関して、92%を超す状況についてはかなりマスコミからたたかかれていた部分というのがあったんじゃないかなと思うんです。

ところが、これから落札率がやっぱり75%とかそういう部分に落ちたりとかして業者の存続の危機にまで発達してきて、やっぱり宮崎県も考えざるを得ない状況。じゃ、どれぐらいの落札率が一番妥当なのかということなんかがあるんですけれども、地方自治体のトップして、いわゆるこういうものにかかわるものとして、町長はどのぐらいの落札率が一番適当だと考えておられるのかどうか、やっぱりこうやって高い落札率を考えると談合とかいうこととか、ある、今国で、今朝の新聞紙上にもぎわしておりますけれども、裏金をつくったり献金を行っ——特定の政治団体に献金を行ったりして、いろんなことで物議を醸していますけれども、公共工事がこれだけ少なくなってくると、やっぱり町内業者の中でも指名に入れていただくためにかなりの経営努力をされるところもありますし、さまざまな形であつれきがかかり出てきているんじゃないかなというふうに思うんです。やはり公共工事を出すことに当たっての細心の注意を、どこまでされて出されていくのかということが非常に気になる場所なんです、そのところは町長はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

先ほど総務課長が答弁がありましたけれども、地盤調査等は行って、大丈夫と考えているということだったんですけれども、実は、記憶にあると思いますけれども、美術館の建設するときに、あそこはやっぱり地域の方、地元の方が、かなりあそこは水が出るよということ言われたんです。私は全然ここが地元じゃないもんですから、あそこでちょっと演説をしていたりしたときに、美術館を建設するときに、かなり水が出るよと、大丈夫かなということがあったり、例えば業者の方からそういう指摘をうけたりして、くいを打ったところを、とてもじゃないけど普通のくいでは入ってもすぐ、軽い力でも入ってしまっ、これじゃだめだということで、すごいくい金額が大きくなりましたし、もちろんそ

れに付随するいろんな諸設備も、金額が後で高騰して、かなりあそこは高騰した記憶があるんです。

委員会の中で私も審査をしていく中で、大丈夫かということを再三申し上げまして、当時の都市建設、当時は建設課でしたけれども、建設課で持っていらっしゃる建築主事みたいな感じの方です。担当の方が建築の資格を持っていらっしゃる方も来ていただいてお話をしたんですが、どういった調査をされて大丈夫だったんですかということを聞いたけれども、結局大丈夫じゃなかったんです。

その当時大丈夫だと言われて委員会も終了したんです。終了した後に水がどつと出て、矢板を打ち込まないとできないという状況だったのに矢板の金額が入ってないと。じゃ、矢板を打つための費用が増加してきたということで、あとは金額に上乗せしてぼっと出された。もう工事は始まっている、出さなければしょうがないというところで、非常にあのときも怒り心頭という気持ちがあったんですけれども、私はもう石橋をたたいて渡る気持ちで今日は質疑をしているんです。

やはり、いざ工事を始めてから水が出ますよとか、ああだったよ、こうだったよ。計画の変更、もうこれじゃとてもじゃないけど仕事ができないということで契約を——持たれた方が契約の変更を申し出られた場合、どうなるんですか。この契約案件をここで可決したとしても、後でどうなるんでしょうかと。そんなことを簡単に、今公共工事が少ない中で、やはり予算の少ない中で予算を上乗せするということはじゃどういうことなのかということが、これは再編交付金の中で多分つくられる部分じゃないかなと思うんですが、やっぱり防衛省の方との協議も随分されると思うんですけれども、やはりお金というのはすごく大事に使っていかないと、湯水のごとく出てくるわけではありませんので、再編交付金と言いながらこれは国民の皆さんの大切な税金ですので、そのところはどういうふうに、慎重に、絶対出てこないという保証がほんとにあるのかどうかということを、できれば少し確認をしておきたいと思って質疑をさせていただきました。そのことについて再度お答えをいただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 最近、経済も大変混沌としておりまして、仕事を出すにも、今回、ちゃんと業者を呼んで、現説も行いまして、入札を行ったところでございますが、確かに、低ければ低いほどがいいというのが私の考えでございますけれども、今回の入札に当たっては、適正に入札が行われたものと認識しております。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） お尋ねの基礎の地質の問題ですが、この場で、じゃ絶対100%と言われますと、私も専門家ではございませんので、何ともその答えができないところなんです、今までの地質調査、それからそれなりの専門の方が見られてその地質地層、やられてその上での決定をしております。

それと、今回の工事に当たっては、事前に岩盤まで届くくいを、建物の真ん中になると

ころに一応仮に打ちまして、それでその深さもある程度幅を持って基礎を打っていくというようなことまで一応考えて工事をするようになっております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第1号高鍋町防災備蓄倉庫等整備事業建設工事（建築工事）工事請負契約については原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。しばらく休憩をいたします。1時15分から再開をいたします。

午後0時15分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

----- . ----- . -----

#### 日程第9. 議案第2号

#### 日程第10. 議案第3号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第9、議案第2号高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）工事請負契約についてと、日程第10、議案第3号高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）工事請負契約についての2件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第2号高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）工事請負契約についてから、議案第3号高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）工事請負契約についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、高鍋町宮持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事の工事請負契約を結ぶため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 議案第2号から説明を申し上げます。

高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）工事請負契約についてでございます。

契約の目的、高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）でございます。契約の場所、高鍋町大字持田字高河原。契約の工期、平成21年9月16日。契約の方法、指名競争入札でございました。

次の6社でございます。株式会社岩切建設、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、有限会社松浦工務店、株式会社桑原建設、柴坂建設株式会社。

契約金額5,250万円でございます。仮契約締結日、平成21年2月27日、契約の相手方、住所、高鍋町大字持田1582番地、名称、株式会社岩切建設、代表者、代表取締役社長岩切洋でございます。

参考までに申し上げます。入札率が95.56でございます。

続きまして、議案第3号でございます。高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）工事請負契約についてでございます。

契約の目的、高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）でございます。契約の場所、高鍋町大字持田字高河原。契約の工期、平成21年9月16日。契約の方法、指名競争入札でございます。

業者は先ほど第2号で申し上げました業者でございます。

契約金額5,218万5,000円。仮契約締結日、平成21年2月27日。

契約の相手方、住所、高鍋町大字北高鍋5110番地、名称、有限会社松浦工務店、代表者、代表取締役松浦正晴でございます。

参考までに申し上げますと、入札率が94.95でございました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 前の議会のときに質疑で伺ったことに関して確認と、それに基づく質問をしたいと思っております。

前聞いたときに、設計単価と本町の予定価格は同等であるというふうに答えられたと思いますが、第1工区、第2工区が終わり、今回の第3工区ということになった場合において、設計単価は第1工区、第2工区とも同じなのか、それが1点です。

それと、私の耳に入ってくる段階において、第1工区、第2工区の落札に基づいて工事を請け負った結果、赤字が出るということが私の耳に入ってきておるんです。それで、今回の設計単価が現状の市場において高いのか安いのかということです。設計単価自体が市場にマッチした設計単価になっているのか否かを伺いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 設計単価が第1工区、第2工区で違うのかという御質問でございますが、設計単価につきましては、一応建設物価版等を採用しております。発注時期におきまして単価の見直し等も改正しておりますので、若干の単価の変動は出てくると考えております。

それから、第1工区、第2工区で赤字が出たという話でございますけど、それにつきましても、発注時期におきまして単価見直し等をやりまして、県の推進機構にも書類等を回しまして、検算等を加えておりますので、赤字が出たという話は、恐らく鋼材等の急激な変動等が生じたときに、一部そういった鋼材等をため込んだという形が出てきて赤字が出たという可能性は——今のところちょっと把握はしておりませんが、適正な価格で入札に執行したと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 第1、第2工区に対しては多少の差があるといったけれども、私が今尋ねたのは、3工区において、1と2の段階において設計単価に差があったのかというのを明確に問うたんですけど、当然1、2工区においても差があるということで、3工区においても現状にマッチした設計単価であるというふうに確認していいわけですか。

そうなると、赤字が出てないか出ているかという確認は掌握できないということでありましてけれども、私が考えるに、最低下限価格を予定価格の80という設定がされている以上、当然、出す側は最低下限価格が採算の限度というふうに私は認識しておるんですが、当然、下限価格を割れば、これはもう失格でもあるし、取り得ない話で赤字が出るという問題がないと思うんです。私が確認として、赤字が出るという根拠が、最低下限価格を割った場合において赤字が出るというふうに認識をしておいてよろしいんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 設計単価において最低制限価格が限度を下回って受注をした場合について赤字が出るかという返答でございますけど、これにつきましても、業者の自主努力、結局小売店等からの仕入れ等の折衝等もいろいろあると思うんですけど、今回、町の業者等を、製品等を使っただけないだろうかという要請等もしたもんですから、今までの取引等の業者と違う兼ね合いも出て、コスト的に上がってきて、若干等の赤字が出たという可能性もあるのかなと判断しております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今、課長の答弁によると、わからんとですがね、私は。それで、最後ですから確認をしますが、普通なら先ほど申しましたように最低下限価格を割らなければもうかるはずなんです。それで、先ほど財政課長が言われました落札価格が94.何%と95%ということはもう第1工区、第2工区の段階においても同じ数字になっておりますが、先ほど午前中の段階で中村議員も問われましたけれども、町長は今の私の質問に対して、課長が答弁された段階を踏まえて、最低下限価格と設計単価の市場に基づく変動はするというのを踏まえて、今回の94、95という落札率は、私は高いと思うが、町長

はどのような考えですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほども中村議員にお答えいたしました。経済情勢もいろいろありますが、現説等を、今年度から現説等をちゃんと業者を呼んで説明いたしまして、そして入札を行ったものでありますので、適正であると思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） この2つの工区の、先ほど午前中も質疑を行いましたけれども、指名に入られた皆さんはどれぐらいで入札をされているのかお伺いしたいと思います。

それから、先ほど池田議員からの質疑の中で、私非常に気になったのは、赤字が出ているということは非常にゆゆしき事態かなと。町内業者を育成すると片や思いながら、出しているところ。ところが、それが業者の赤字を招いているということになると、高鍋町は、よかれと思ってしたことがよかれとなっていない。逆に言えば高鍋町の、自治体側から言えば、町民から言えば、先ほど副町長はお答えになりましたけれども、やはり町外業者、いわゆる町外とおっしゃいましたけれども、恐らく県外業者というふうな意図があるだろうと思うんです。だから、県外業者がもし引き受けてくれた場合は、ひょっとしたらもっと安くなるかもしれない。でも、そのためには、例えば町内の業者が下請なりなんなりを、2次下請とか孫請ぐらいになって、非常に大変な事態に陥るということ判断しての指名競争入札という形で、一般競争入札を入れてないということが多分答弁されたんだと思うんです。だからそのことをもってしても赤字が出ているということ聞いてしまえば、そういうふうに言われるんだしたら、もう逆に言えば、赤字が出て町内の業者に御迷惑をおかけしているのであれば、もうこれは一般競争入札でするしかないかなというふうに思わんでもないわけです。

そうしていかないと、よかれと思ってしたことが結局あつれきになっちゃって、先ほど都市建設課長が答弁されましたけれども、例えば町内の業者から材料もとってくださいということをお願いしたりすることが非常にプレッシャーになる。やっぱり、今、今年の北京オリンピック以後、鋼材なんかの値下がりというのも非常に続いているところですので、今度の工区の鋼材にしては少し値下がり、ひょっとしたらしているかもしれないけれども、一度ずっと上がっていた段階での事業収益が赤字になってしまったということ言われてしまえば、非常に逆に業者さんに御迷惑をおかけしたんじゃないかという悲痛な思いがあるわけです。こちらがよかれと思ってしたことが逆に悪かったということにもなりかねません。

おまけに、95%以上で談合じゃないかとか、私のほうからも言われたりしていきながらの事業を受注した上で、いろいろ赤字にもなって、もう踏んだりけったりということにもなりかねないと思うんです。だから、これだけの上限価格の持っていながら、やはりその中での入札の価格でやっぱり95.56とか94.95とか高い落札率の中で、やっぱり赤字になったと言われると非常に問題がある。

それともう一つ疑問をしたいのは、持田団地の工事、いわゆる公営住宅を——この前のときも私申し上げたと思うんですが、これ以上ほんとに高鍋町に必要なのかということをしつかりと計画を練られているのかなど。町内至るところにまだまだほかの民間アパート、これが公営住宅法が改正されたときに、やはり公営住宅法を改正するときが一番の大きなねらいは、公営住宅をもうこれ以上は建てないで、できれば民間住宅でそれを補完していただきたいということが一番のねらいであったんだろうと思うんです。

ところが、残念ながら宮崎県はもう類に漏れず、毎年、全国ワースト2の低所得の県ありますので、そういう意味で言えば、公営住宅法が改正されて逆に入居者にとっては安い住宅費用となってよかったです。下がる方がほとんどということで、高鍋町は逆にあときは2,000万円ぐらいもう住宅のお金が入ってこないということにもなって、非常に困惑をされた時期もありましたけれども、そのことを考えても、これ以上ほんとに高鍋に公営住宅が必要なのかということをごをどれほど考えてされているのか。

ほかに古い住宅がありますよね。この住宅については、どうされていくのかなという建設計画というか、公営住宅のあり方そのものの計画設計がなかなか見えてこないと思うんです。というのは、古い住宅は、じゃどう改修していくのか、改善していくのかということも踏まえて答弁をしていただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 住宅建設計画というのを今策定しております。これも数年前の作成でありまして、内部では持田団地が計画が21年度で完了しますので、その段階で再度計画を練り直そうというような話はしているところでございます。

それから、先ほどの御質問のもう一点を答弁いたしますが、他の5社の入札価格という御質問でございましたので報告します。

F棟についてでございますが、消費税抜きの金額でございますので、5,078万7,000円、5,020万円ちょうど。5,005万円ちょうど。5,099万7,000円、5,100万円ちょうど。

それから、G棟のほうが、同じく消費税抜きでございますが、5,000万円ちょうど。もう一件も5,000万円ちょうど。5,020万円ちょうど。それから5,090万円。それから5,095万円でございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ちょっと一緒に聞けばよかったんですけども、今度建設をされる場所ですね、これは大体入居される方の収入状況にもよるんでしょうけれども、最低の家賃、そしてどれぐらいの期間でこの建設費用についてのペイができるのかということの資金の方法をお知らせ願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） まず、家賃の件ですけども、家賃の設定につきましては、

そこの広さ等を勘案して決めますので、一概にちょっと申し上げられないところがございます。

それから、何年でペイするかという御質問ですけれども、起債は25年間の起債期間でございますので、25年でペイするというような考えは持っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議案第2号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）工事請負契約について反対といたします。

その理由は、私は公営住宅の建設に当たっては、町内全域の住宅事情をしっかりと把握し、考えていく必要があると思います。まして、住民の収入とあわせて考えたときに、低家賃の公営住宅であれば皆さん非常に喜ばれると思います。また、収入によってその家賃費用が違いますが、それとなればまた高鍋町の負担が大きくなり、私はこの案件には反対です。

このような住宅建設、住民に負担のかかるような建設ではなく、私はもっとほかにしなければならない事業がたくさんあります。公共事業がない中で、業者の皆さんからは出してほしい、公共事業と思われるかもしれませんが、私はもっとほかに町民も喜んで借金を抱えてもいいというような学校の建設計画、そして学校の内部をしっかりと確保していただく、そういったもっと住民に喜んでいただけるような公共工事をしっかりと出していくような方針を出していただきたいと思います。

私は、そのような考えで反対といたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第2号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（F棟）工事請負契約については原案のとおり可決をされました。

次に、議案第3号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議案第3号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）工事請負契約について反対の討論を行います。

先ほども質疑の中で池田議員が申されたように、業者の中には、第1工区、第2工区について赤字が出たというようなお話がございました。私は、そのようなお話は聞きませんでしたけれども、しかし、そのような意見が出される。町内の業者にとってもほんとに赤字を抱えるような、そんな仕事のやり方、私は認めていくわけにはまいりません。

また、第2号でも申し上げましたように、私は公共事業を出していくのならもっと他のやり方があると思います。もっと住民の意見に耳を傾け、そして住民の声を生かしていく、これこそまさしく町長がお約束をされた町民が主役のまちづくりとなるように、しっかりとその方針をつくっていただけたらと思います。

また、あと古い住宅が残されています。しかし、この住宅の改修・改善についても、私は逆にもっと力を入れていただきたいと思います。そこに住んでいらっしゃる方が快適に、そしてほんとに気持ちよく過ごしていただくための手だてとして公営住宅の新しい建設については賛成できませんので、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第3号高鍋町営持田団地建替事業（第3工区）建築主体工事（G棟）工事請負契約については原案のとおり可決をされました。

---

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第7号

日程第15. 議案第8号

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第10号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第11、議案第4号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）から日程第17、議案第10号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第4号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）から、議案第10号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第4号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,218万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億1,613万4,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、物品売り払いや畑田土地区画整理事業清算金などの収入を財政調整基金に積み立てるもののほか、歳出では園児増に伴う私立保育園委託料、肉用牛肥育素牛導入緊急対策事業補助金、景気の悪化による融資案件の増加に伴う小規模事業者特別融資制度保証料補助金、県外大会出場交付金などの増額や実績見込み等に伴う事業費や人件費及び特別会計への繰出金の調整を行うものでございます。

歳入では、地方交付税、国県支出金、財産収入、寄附金、繰越金及び町債等の財源調整を行うものでございます。あわせまして、地権者交渉の難航に伴う繰越明許費の補正や各事業の確定見込み等に伴います地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第5号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は、国は経済情勢の急激な悪化に伴い、第2次補正予算で生活対策として実施する事業に対応するためのものでございます。

歳入歳出それぞれ4億9,770万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億1,383万6,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、歳入では、地域活性化生活対策臨時交付金として1億125万4,000円、定額給付金給付補助金として3億5,466万円及び子育て応援特別手当交付金として1,359万円でございます。

歳出では、地域活性化生活対策臨時交付金事業につきましては、平成6年の戸籍法改正により、全国的に電算化が加速する中、県内で電算化に着手していないのは当町と西米良村のみとなっております。懸案事項となっておりますので、この交付金を戸籍電算化事業に活用したいと考えているところでございます。

また、戸籍電算化事業費の確定額によっては、町道の道路整備事業にこの交付金を活用したいと考えているところでございます。

定額給付金給付補助金につきましては、定額給付金として町民に、年齢に応じた給付金を給付するものでございます。

子育て応援特別手当交付金につきましては、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、3歳から5歳までの第2子以降の児童について特別手当を支給するものでございます。

あわせて、今回の4件の事業とも繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、議案第6号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ94万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,474万2,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、歳出では制度改正に伴う電算システムを改修するための委託費の増額、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金の20年度事業確定による減額、特定保健指導用ソフトを導入するための増額及び諸支出金確定による返還金

の増額でございます。

歳入では、19年度実績による療養給付費等負担金、交付金の増額、制度改正による国庫補助金の増額及び繰入金、繰越金の調整でございます。

次に、議案第7号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,561万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,011万8,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、制度改正による電算システムを改修するための委託費の増額、後期高齢者医療広域連合納付金の実績による減額でございます。

歳入では、保険料の制度改正により軽減割合が拡大されたことによる保険料の減額、保険料の納付方法が選択制となり、特別徴収により保険料が年金から天引きされていたものから口座振替に選択され、普通徴収に変更されたことによる費目の振りかえ、制度改正による国庫補助金の増額及び繰入金の調整を行うものでございます。

あわせて、制度改正に伴うシステム改修委託事業を繰越明許費として設定するものでございます。

次に、議案第8号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ727万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,969万5,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では下水道工事費がおおむね確定したことに伴う工事請負費及び補償補てん及び賠償金の減額、消費税還付金及び県補助金が確定したことに伴う積立金の増額等でございます。

歳入では、農地の賦課猶予に伴う受益者負担金の減額、下水道接続世帯の増加に伴う使用料の増額、管渠工事費がおおむね確定したことに伴う下水道債の調整等でございます。

あわせて下水道債の調整に伴う地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第9号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,414万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億318万3,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の増額及び国の第2次補正予算に伴い実施される平成21年度の介護報酬改定による介護保険料の急激な上昇を抑制するための介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するための増額並びに平成20年度介護保険給付費の見込みに伴う居宅介護サービス給付費等の調整でございます。財源といたしましては国庫補助金及び一般会計繰入金等でございます。

次に、議案第10号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ705万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,281万9,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳入では滞納繰越分納付と現年度分として繰り上げ

納付に伴う清算金の増額で、歳出ではそれに伴う交付清算金等の増額でございます。

以上、7件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 第4号高鍋町一般会計補正予算、今回第4号と第5号を補正として上げておりますが、第4号が通常の20年度予算の減額補正ということでございます。

通常、経費等の節減とか節約で物件費等を努力によってかなり落としております。そういった関係の減額、それから事業費の実績に伴います減額、それと人件費の調整、こういったことで9,218万円ほど今回減額するという内容でございます。

それでは、2ページから順を追ってちょっと、簡単な説明になるところもありますけれども説明申し上げます。

今回の補正の特徴といたしまして、先ほどちょっと申しましたように、歳入では国県支出金関係、こういったのが減にしまして、それと繰入金、こういったのが落としております。ただ事業実績等に伴うものでございますので、国県支出金は、それから通常経費の分については繰入金関係を落としていると、こういったのが主なことでございます。

次のページの4ページ、5ページが歳出については全体的に全費目大体減というような形になっております。

それでは、6ページからちょっと具体的に説明を申し上げます。6ページの第2表ですけれども、ここに上げています2事業については地権者との折衝にちょっと時間を要しますので繰り越しをさせていただきます。それから、第3表の地方債の補正ですが、この5事業については事業費に伴いまして補正をさせていただく内容でございます。

それでは、12ページのほうにちょっと飛んで具体的に申し上げますが、12ページの歳入から順を追って補足説明をいたしますが、地方消費税交付金、これは消費税5%ほどかかっておりますが、そのうちの1%が県と市町村に交付されるようなものでして、確定によって本町に交付されるのが183万5,000円、確定によるものでございます。

それから地方特例交付金、これは減収補てんと申しまして、住宅ローン控除を従来は所得税で行っていたんですけれども、所得税で控除し切れない分については町民税のほうで控除しております。そういったことで町民税が減収になりますので、その分が減収補てんとして交付されるという内容でございます。

それから、普通交付税につきましては、20年度当初の暫定税率、4月分がちょっと税収が減になりましたけれども、その分を調整して交付税法の省令を改正して補てんされたものでございます。

次のページに入りまして、衛生使用料は、これは保健センターのプール料の分でございます。それから教育使用料は美術館使用料の増でございます。

それから、国県支出金につきましては、一定の実績等によって一定の負担、補助等をするものでございますので、ここに書いてあります説明欄の事項等の内容でございます。主

立ったものをちょっとピックアップしますと、児童福祉負担金に児童措置費負担金がちょっと増になっておりますが270万7,000円、これは園児の増に伴う分でございます。それから、下のほうに国県支出金の補助金、一番下のほうの段でございますが、982万7,000円ほど補正を増でしておりますが、これは国の台帳補正、昨年度末でしたけれども、緊急総合対策といたしまして高鍋町に水稻転作に関する事業、これが該当いたしまして、これほどの交付金をいただいております。

次のページに移らせていただきまして、上から2行目の児童福祉費補助金ですが、これ209万円ほど増になっておりますが、これ待機児童調査に伴う実績でございます。それから、あとはもう県支出金についても実績に伴う一定の負担金でございますので、児童福祉負担金がちょっと増になっておりますが、これも同じく園児の増に伴う分でございます。その他実績等によるものでございます。

同じく、次のページに入りまして、県支出金もそれぞれ実績等によるものでございますが、ここで増になっている分がありますが、社会福祉費補助金の段の一番下のほうに109万1,000円ほど増になっておりますが、これは法改正によりまして障害者自立支援の内容がちょっと変わりました、システム改修費、全額補助されるということで109万1,000円ほど補助金として入ってくるようになっております。

その他、その下の県支出金の委託金ですけれども、広報みやざき関係、県のほうから調査委託を受けておりますが、そういったことの実績等でございます。国県支出金の関係はちょっと事業費でもって一定額負担補助されるものでございますので、そういった形です。よろしく申し上げます。

それから、20ページに入りまして、財産収入、財政調整基金利子、これは定期預金に伴う利子分でございます。それから財産収入、632万8,000円ほどありますが、ショベルローダー、これ588万円で売却しております。それからワゴン車を7万5,000円、集じん車を35万7,000円、その他もろもろで632万8,000円の物品売払収入が発生しております。

それから寄附金ですけれども、一般寄附として3件ほどございました。それから、ふるさと納税寄附として年間9名の方から納税いただきまして、120万円ほどになりました。その差額を補正するものでございます。それから、教育寄附金として3件、250万円、それから、育英会寄附金として2件、5万円ほどいただいております。

それから繰入金、先ほどちょっと申しましたように、9,721万1,000円ほど基金の方に戻しまして、節減した分を基金の方に戻すというようなことにいたしました。

それから、次のページの22ページでございますが、繰越金の一部を充当いたしております。19年度繰越金です。それから延滞金、30万円ほど落ちておりますが、これは税務の方の高額滞納者等がかなり少なくなったということで、延滞金が減ったということでございます。町預金利子75万7,000円、これは一般会計の定期預金関係でございます。

それから、諸収入の方に飛びまして、5項目ほどございますが、その中の上から2行目の宮崎県市町村振興協会市町村交付金というのがございますが、360万4,000円、これは宝くじ交付金の収益金が市町村に配分されるものでございます。その下の畑田土地区画整理事業清算金264万円、これ清算でもって一般会計の方に入ってきた分でございます。

それから、一番下のほうの個人県民税清算売り払い金、失礼、払戻金、これは県民税を町税と一緒に取っておりますが、その関係を清算したものでございます。

次のページ、24ページに入りまして、グッズ等販売料、これは美術館での販売でございます。そういったグッズでございます。

それから町債、町債については、先ほど第3表の方で説明申しましたその関係の整理でございます。

以上が歳入でございます。

歳出に入りまして、26ページからですけれども、人件費の調整とか物件費、それから事業等の確定に伴うものの現予算の調整でございますが、人件費等はちょっと省略させていただきまして、増額を中心にちょっと御説明申し上げますが、総務管理費の一般管理費、20万円ほど賃金を増しておりますが、これは育休代替分の賃金でございます。それから、備品購入、14万円ほど増ですが、これは機構改革に伴います課長印をつくるためのものでございます。それから、一番下に8万7,000円ほど需用費を増で上げておりますが、21年度から使用料等については統一した領収書を使うということで、書式を変えて領収書をつくるものでございます。

それから、次のページに入らせていただきまして、財産管理費の中の積立金、1,056万円ありますが、これは財政調整基金に942万円積み立てる分と、先ほどふるさと納税でいただきました114万円をこの基金に積み立てる分でございます。

それから、下の企画費にいきまして、これについては全体的に調整したものでございます。実績に応じて。

それから諸費、諸費も、これは財源調整でございます。それから交通安全対策費の60万円増にしておりますが、これは交通指導員の方が2名ほどやめられるということで、この2名の方の功労金でございます。

それから、情報管理費として役務費に28万7,000円、それから備品購入費に11万1,000円ほど増にしておりますが、役務費についてはLGWAN機器の解体及び処理手数料でございまして、保守期限が切れて入れかえるものでございます。備品購入の11万1,000円につきましては、課の配置換えに伴いましてファイルキャビネットが不足すると、そういうことに使うものでございます。

32ページに入らせていただきまして、選挙費、これは町長選の未執行によりまして整理するものでございます。

それから、34ページに入りまして、ほとんど減にしておりますが、繰出金関係、民生

費に入りますが、民生費と社会福祉総務費の繰出金でございますが、これは国保特別会計との調整繰出金、それから老人福祉費の繰出金がありますが、これは後期高齢者特会の繰出金の調整でございます。

36ページに入らせていただきまして、老人措置費等が減になっておりますが、459万1,000円。これは入所者の減を見込んで落としたものでございます。

それから障害福祉費の120万2,000円、これにつきましては先ほど申しましたように、法改正に伴いまして障害者自立支援システムの改修費を100%近く補助されますが、その分でございます。あとはもう実績等に伴う分でございますが、一番下に繰出金が同じくありますが、これは介護保険特会に対する調整でございます。

38ページの児童措置費の委託料が増えておりますが、265万8,000円増えておりますが、これは私立保育園放課後児童クラブの委託が増えていまして、園児の増に伴うものでございます。

その他、40ページにちょっと入らせていただきまして、予防費の委託料が278万1,000円ほど増えておりますが、これは各種予防接種の接種率が伸びているということで、これだけ増額をするものでございます。その下の健康推進費事業費の99万円減については、受診者が減っているということで減になっております。

それから42ページに入りまして、農業振興費として3万1,000円ほど増になっておりますが、これは県の補助をいただいている分でございますが、苗代の補助をするものでございます。

それから、その4、新生産調整対策事業費というのがございますが、これは先ほど説明申しましたように、水稻転作に関する事業が交付金の対象になりましたので、ここで財源を振り替えるものでございます。一般から国交に財源を振り替えます。

それから次のページにいかせていただきます。商工費に20万円ほどの増がなっておりますが、これは先ほど町長の提案の中にもありましたように、融資の増に伴う保証協会に対する負担金の増でございます。

46ページに入りまして、工事費が250万円ほど河川総務費も落としておりますが、先ほど地権者等の交渉で延びた分をここで落としております。それと、山下地区急傾斜地崩壊対策事業負担金、これも事業費に伴って落としております。

48ページに入らせていただきまして、消防費が増に、34万円ほど報償費が増になっておりますが、これ退職功労者の報償費でございます。それから、旅費を177万円ほど増にしておりますが、これは3月末までの出勤費、それと今年県大会に2部ほど出場しておりますので、その分を不足分を上げております。それからその下の負担金補助が377万2,000円ほど減ですが、これは消防組合の負担金の調整でございます。

それから、教育費に入りまして、事務局として5万円、投資及び出資金に5万円上げておりますが、これは先ほど指定寄附をいただいた5万円を育英会の方に支出するものでございます。

そういったこととして、次のページに入らせていただきますが、中学校費の23万4,000円は、各スポーツ大会の補助の増でございます。それから社会教育費の一番下の段が250万円ほど増になっていますが、これは顕彰会の教育寄附金としていただきましたので、石井十次顕彰会の方に補助金として支出するものでございます。補助するものでございます。

次のページの52ページに入りまして、美術館費、これは全体的に節減によるものでございます。それから保健体育費、こども負担金補助が3万2,000円ほど増えておりますが、これも大会に対する補助金でございます。

それから一番下に80万6,000円ほど備品購入増で計上しておりますが、これにつきましては給食用の冷凍庫、これほとんどちょっといつ壊れるかわからない状態ということで、早目に対応したく思いまして上げました。

その他、最後の54ページですけれども、災害復旧費等、実績により調整でございます。

以上でございます。第4号議案は以上でございます。ちょっと簡潔になったところもあるかもしれませんが、実績等に伴う調整でございますので、よろしくお願いします。

それから第5号議案ですけれども、第5号議案につきましては、今国会の方で審議中でございますけれども、経済対策関連の議案が審議中でございます。それに伴いまして、今回第5号議案としてその関連部分、市町村で予算化する部分について、今回補正をお願いする部分でございます。3件ほど国庫補助金として入ってきているところでございます。

内容について御説明申し上げますが、2ページをご覧くださいなのですが、歳入といまして、国庫補助金4億6,950万4,000円ほど受けまして、それと繰越金2,819万8,000円を充てまして、総体の歳入を4億9,770万2,000円ほど補正をいたします。その歳出につきましては、右の欄の3ページでございますが、総務費、民生費、土木費にそれぞれ充てます。

次のページから具体的に説明申し上げますが、先ほどの予算を今議会で、4事業ございますが、3月議会で補正いただいて、実施を21年度実施したいということで、翌年度に繰り越して、繰越明許費として上げさせていただいております。

それからあと、具体的に入っていきますが、ページ8ページをお願いします。8ページ、9ページ、これは先ほどの国庫補助金の内訳としてここに説明してありますが、国庫補助金は3本になって分かれて入ってきます。1本が地域活性化生活対策臨時交付金、これが1億125万4,000円、それから定額給付金給付補助金、これが3億5,466万円、それと子育て応援特別手当交付金1,359万円、これが今回国会で補正を今されようとしている分でございます。それと繰越金を充てまして、歳入は内訳はそういった内容になります。

10ページからその歳出の説明でございますが、総務費、これは企画費の中、これが定額給付金関係の明細でございます。職員手当等から使用料及び賃借料、それと各金額が上っておりますが、この款が事務に要する経費、これも100%対象になりますので、ここ

までが事務に要する経費でございます。

それから、下の負担金補助及び交付金は3億4,000万円ほど上げておりますが、これが実際に交付される金額でございます。この金額について若干説明いたしますと、もう皆さん御存じとは思いますが、年齢によって支給される額が決まっております。18歳以下と65歳以上の方は2万円、それからその間の19歳から64歳の方は1万2,000円というふうにして分けてありまして、その総額が3億4,000万円になるということでございます。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費といたしまして、委託料を7,859万3,000円、それから備品購入費を3,743万8,000円ほど計上いたしておりますが、これにつきましては、先ほど町長の説明の中にもありましたように、今国の方では戸籍法改正がされまして、政府は電子政府を目指しております。今全国的に戸籍電算化が進んでいるわけですが、将来は全国をネットワークするというような構想もあるようでございます。その中で全国と市町村の状況、うちの状況ですが、全国的にはもう8割方が戸籍電算化している状況でございます。県内では、先ほどもありましたように本町と西米良村だけと。ここ一、二年の間に隣接市町村も計画をしてまして、うちと西米良村だけが残っているような状況でございます。

本町のまた現場、今の戸籍住基システムは、22年の12月にもうシステムがダウンすると、1年半ちょっとたったら、もう22年の12月にはもうシステムがダウンするちゅうようなものでございます。といいますと、今の業者がもうそれまでしか保守管理はできないというような通知を受けているわけですね。そういった状況でございまして、財政課としてもこの案件については数年前から懸案事項でございまして、何とか予算化していかないかんというのが懸案事項でございました。だけど、どうしても資金繰りがつかずに、延び延びとこの実施が遅れてきたというような状況でして、実際のところ不安を持っていたところですね。対応が遅れるんじゃないかということですね。戸籍電算化の対応の遅れになるといふことと、今年度21年度の予算編成の段階では何とか対策をとらないかんということで、資金繰りも東奔西走していたところですね。

そういった矢先に、今回こういった国の臨時交付金が、そういった制度も創設されるということで、これをぜひ当町の懸案事項であった戸籍電算化、もう待たなしの状況になっておりますので、これを活用したいということで今回お願いするところでございますが、この交付金の目的は地域活性化、そして地方自治体を応援するというような目的で交付されるものでございまして、インフラ整備に活用していくというようなことの内容です。私、戸籍電算化はソフト面のインフラというふうにかえまして、高鍋町にも2万6,000弱の戸籍人口がいらっしゃるようでございます。こういった方に行政サービスを適用すると、等しく皆さんに提供するちゅうような考えで、ここに電算化に活用させていただきたいということで今回お願いするものでございます。現場の戸籍がもうダウンするというふうな状況と、全国的に電算化が進むとこういった業種も規模縮小し、もう撤退していくのは必

至でございますので、手遅れにならないように対応していきたいということをお願いする  
ものでございます。

また同時に、この交付金は最高限度額でございまして、限度額を使わんと返還というよ  
うなことになります。でして、そういったことのないように、一般道路の整備にも確定額  
によっては活用していきたいというような考えを持っております。

それと、国の方に雇用緊急創出事業という基金を組むようになっておりますけれども、  
今県の方でも3月議会に上がっておりますが、その制度も活用していこうといった考えを  
持っております。よろしく申し上げます。

それから、次の子育て応援特別、児童福祉費の方、これについても国の方から支給対象  
者はもう限定されておりますので、そういった要求を満たした人に対しまして交付するも  
のでございます。細かい要件等が定めてありますが、そういった方が350人ほどいらっ  
しゃるようでございます。これも経費等も100%見ていただけます。そういった内容で  
ございます。

それから道路橋りょう費、これも、電算化の交付金を確定額によっては道路整備も含め  
てやっていきたいというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ここでしばらく休憩をいたします。14時35分から再開をいたし  
ます。

午後2時20分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

引き続き担当課長の詳細説明を求めます。町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） それでは、議案第6号平成20年度高鍋町国民健康保険特別  
会計補正予算（第3号）の御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをおあけください。国庫支出金、療養給付費等負担金過年度分、こ  
れにつきましましては、平成19年度の実績による追加交付でございます。次、財政調整交付  
金、普通調整交付金、これは実績による減額でございます。次、特別調整交付金と高齢者  
医療制度円滑運営事業補助金、これにつきましましては、制度改正によるシステム改修に対す  
る費用分でございます。それから療養給付費等交付金、これは過年度分ですが、退職者等  
の19年度実績による追加交付でございます。それから県支出金、財政調整交付金、特別  
調整交付金ですが、これは特定保健指導用のソフトを購入するための補助でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定  
繰入金、これは後期高齢者医療制度創設に伴う減額でございます。それから基金繰入金、  
準備積立基金繰入金、これにつきましましては、精算交付金等が確定したことにより基金から

の繰り入れを減額するものでございます。それから繰越金、その他繰越金ですが、これは19年度からの純繰越金でございます。

次に、歳出の部をお願いいたします。

10ページ、11ページをお開きください。総務費、総務管理費、委託料、これは歳入のところでも説明いたしましたが、制度改正による電算システムを変更するための委託費用でございます。それから前期高齢者納付金等負担金補助及び交付金、それと老人保健拠出金、老人医療費拠出金、介護納付金、これらにつきましては、20年度分の確定による減額でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。保険事業費、特定健康診査等事業費、備品購入費、これも歳入の時に申し上げましたが、特定保健指導用のソフトを購入するためのもので、そのソフトにつきましては、受診結果をそのデータを入力することにより適切な指導管理ができるというものでございます。諸支出金、償還金、これは国保実績システム購入費用の執行残を調整交付金に返還するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、議案第7号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず歳入からでございます。

6ページ、7ページをお開きください。保険料、特別徴収保険料、それから普通徴収保険料、これは、先ほど町長の提案理由の時にも申し上げられましたが、保険料の徴収が制度改正になりまして、軽減割合が拡大されましたことの減額ですね。それと、保険料の納付方法が特別徴収から普通徴収の方に選択可能になったためによるものでございます。国庫支出金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、これも制度改正によるシステム改修の費用分でございます。それから繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金、それと保険基盤安定繰入金、それから共通経費負担金繰入金、療養給付費負担金繰入金、これらにつきましては、再算定をしたためによるそれぞれ減額をするものでございます。

次に、歳出をよろしく申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。総務費、一般管理費、需用費、これは今後執行予定がないということで減額するものでございます。それから委託料、これにつきましては、制度改正による電算システム変更によるための改修の費用分でございます。それから賦課徴収費、費用弁償、それから燃料費、役務費、これは実績等節減による減額でございます。後期高齢者医療広域連合納付金、保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金、これらにつきましては、広域連合が再算定したわけですが、それによりそれぞれ減額するものでございます。

次に、最初の方ですけど、3ページをお開きください。第2表の繰越明許費ですが、先ほど申しあげました電算システムの改修委託を平成21年度に繰り越すものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

○環境整備課長（日野 祥二君） 議案第8号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を申し上げます。

12ページ、13ページの歳出から説明をいたします。土木費、都市計画費、総務費ですが、委託料につきましては、下水道調定件数が見込みより増加したため、委託料を増額するものです。負担金補助及び交付金につきましては、19年度事業費が確定したことに伴い、都市計画協会負担金が減額となるものです。次に、公共下水道費の委託料でございますが、管渠測量実施設計につきましては入札残、下水道台帳作成業務委託につきましては事業量が減少したことに伴う減額ということになります。

次に、工事請負費のうち汚水管渠布設工事につきましては、事業費がおおむね確定したことに伴い200万円を減額するものです。公共枘設置工事につきましては、12月補正でも増額をお願いいたしましたが、3月中にあと1基、1箇所分足りなくなっていましたので、15万円の追加をお願いするものです。

補償補てん及び賠償金につきましては、589万円の減額でございますが、これは宮田地区の下水道工事について、当初水道管の移転補償工事を予定しておりましたが、水道課の方で新設工事を行うということになりましたので、移転補償に係る分を減額するものです。

積立金につきましては、後ほど歳入で説明いたしますが、下水道県補助金と下水道償還基金利子を減債基金として積み立てるものです。

次に、公債費元金でございますが、これは財源構成のみを行うというものです。

次に、8、9ページの歳入をごらんください。まず、土木費負担金が761万1,000円の減額となっておりますが、20年度の受益者負担金が賦課される工事区域は19年度の工事終了区域ということになります。19年度の工事は畑田区画整理地域、それから美術館周辺、それから大工小路から舞鶴団地周辺を行いました。このうち大工小路から舞鶴団地周辺につきましては農地が多く、受益者負担金は後の場合は申請を行っていただく徴収猶予ということになります。したがって、その分、約2.8ヘクタールほどありますが、徴収猶予となったことに伴い減額となるものです。

次に土木使用料、下水道使用料でございますが、これは接続世帯が増加したことによる増額ということでございます。次に土木手数料、下水道手数料につきましては、下水道責任技術者試験というのが実施されましたが、試験実施に伴う町への登録手数料及び受益者負担金の督促手数料でございます。次に土木費県補助金、都市計画費補助金でございますが、下水道国庫補助対象事業の一定率を県から補助金としていただくことになっておりますが、その額が確定しましたので、その差額を計上したものです。

10、11ページをお開きください。繰入金、一般会計繰入金でございますが、歳入歳出の調整のため減額を行うものです。

次に雑入でございますが、まず使用者協力金につきましては、認可区域外、これ2件あ

りますが、認可区域外の2件につきまして下水道へ接続しましたので、受益者負担金相当額を協力金として歳入を行ったものです。還付金収入につきましては、消費税還付金収入が確定しましたので、差額を計上するものです。次に町債の土木債でございますが、これは下水道の管渠工事中、町単独事業分が減額となりましたので、その分の起債が減額となるものです。

4ページ、5ページをごらんください。地方債の補正でございますが、先ほど説明いたしましたように、土木債が減額となりましたので、限度額を補正を行うものです。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 次に、福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） それでは、議案第9号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護給付費の12月時点の給付実績に基づきまして3月までの見込みを積算した結果、減額となるものでございます。それに応じて、収入につきましてはそれぞれ国、支払基金、町一般会計の減額をしております。

それから、そのほかに平成21年度の介護制度改正に基づくシステム改修費、それから介護従事者の処遇改善臨時特例交付金が交付されることになりましたので、その増額補正をするものでございます。

8ページ、9ページの歳入から御説明申し上げたいと思います。国庫負担金の介護給付費負担金、それから2枠目の第5款支払基金交付金、それから一番下の一般会計繰入金、これは、先ほど申し上げましたこの減額になる部分につきましては、介護給付費の減額に伴うそれぞれの負担割合に応じた減額でございます。

それから、2枠目の第4款国庫補助金の5、介護保険事業費補助金でございますが、これは平成21年度の制度改正システムに伴う改修費の補助金でございます。

それから、その下の6、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これにつきましては、介護従事者の人材確保、それから処遇改善を目的に、介護報酬が改定をされてアップするということとなりますが、このアップ分について、国からの交付金でアップ分を抑制しようというための交付金でございます。

それから、一番下の第10款の繰入金、その他一般会計繰入金でございますけれども、これにつきましては、これも制度改正に伴うシステム改修関係でございますけれども、高額医療それから高額介護が合算をして、一定の金額を超えた場合に高額ということで返ってまいります。そのシステムを改修するためのものが主なものでございます。

それから、10ページから歳出になりますが、一般管理費329万7,000円でございますけれども、これは委託料でございます。介護保険制度システムにかかわる改修の委託でございます。

それから、その下の介護認定審査会費41万円の増額でございますが、これは、介護認定のための医師の意見書を出していただきますけれども、この件数が増加しているために手

数料の増額をしたものでございます。

それから、下の介護サービス等諸費でございますけれども、まず居宅介護サービス給付費600万円ほど増額をいたしておりますが、これは訪問介護、それから訪問入浴等の介護サービスの種類がございますが、サービス受給人数が約80名、今増加をしているために増額をお願いするものでございます。

それから、次のページでございますけど、12ページの目の5でございますけども、居宅介護福祉用具購入費、これにつきましては、100万円ほど減額をいたしておりますけども、これも年間30名ほど見込んでおりましたけれども、現在22名程度ということで、減額をするものでございます。

それから、その下の6、居宅介護住宅改修費でございますけれども、これにつきましても、当初40名が現在29名ということで減額をするものでございます。

それから、その下の居宅介護サービス計画給付費、これはケアプランを作成をするものでございますけれども、これも当初見込みよりも40名ほど少なくなったということで減額をするものでございます。

それから、その下の9の地域密着型介護サービス給付費でございますが、これも当初60名ほど、これはいわゆるグループホームに対応する給付費でございますけども、入居者60名を見込んでおりましたけれども、現在41名ほどということで、約1,400万円ほど減額をするものでございます。

それから、次のページの介護予防サービス給付費の3でございますけども、地域密着型介護予防サービス給付費、これにつきましても、利用者が少ないために減額をするものでございます。

それから6でございますが、介護予防住宅改修費、これにつきましても、35名の見込みが現在27名ということで減額をするものでございます。

それから、16ページからになります。高額介護サービス費でございますけれども、これも月大体平均150名程度の対象者を見込んでおりましたけども、現在130名程度ということで減額をいたしております。

それからその下、保険給付費の特定入所者介護サービス等費で、特定入所者介護サービス費でございますけれども、これも平均140件を見込んでおりましたけれども、現在120件程度ということで減額をさせていただくものでございます。

それから最後の18ページ、基金積立金、これは先ほど申し上げましたように、介護従事者の人材確保それから処遇改善を目的に、交付される交付金を20年度に基金を造成して積み立てるというものでございます。合計758万5,000円を基金に積み立てるために増額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 議案第10号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整

理事業清算金特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

お手元の資料の2ページ、3ページをお開きください。歳入でございます。諸収入、雑入を703万8,000円、延滞金加算金及び過料を1万4,000円、合計の705万2,000円でございます。これにつきましては、3名の方が一括納付されましたので補正を行うものでございます。

歳出につきましては、土地区画整理事業費705万2,000円を計上しております。

6ページ、7ページをお開きください。雑入の内訳でございます。現年度分畑田土地区画整理事業清算金338万9,000円、畑田土地区画整理事業清算金利子減の7万4,000円になります。一括納付されましたので利子分が減額になります。滞納繰越分、畑田土地区画整理事業清算金353万4,000円、清算金利子18万9,000円、合計372万3,000円でございます。諸収入の延滞金1万4,000円でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳出でございます。償還金利子及び割引料、交付清算金693万6,000円、交付清算金利子11万6,000円、合計705万2,000円を一括して町の一般会計に繰り入れます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明が終わりました。

---

日程第18. 議案第11号

日程第19. 議案第12号

日程第20. 議案第13号

日程第21. 議案第14号

日程第22. 議案第15号

日程第23. 議案第16号

日程第24. 議案第17号

日程第25. 議案第18号

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

日程第30. 議案第23号

日程第31. 議案第24号

日程第32. 議案第25号

日程第33. 議案第26号

日程第34. 議案第27号

日程第35. 議案第28号

日程第36. 議案第29号

日程第 37. 議案第 30 号

日程第 38. 議案第 31 号

日程第 39. 議案第 32 号

日程第 40. 議案第 33 号

日程第 41. 議案第 34 号

日程第 42. 議案第 35 号

日程第 43. 議案第 36 号

日程第 44. 議案第 37 号

日程第 45. 議案第 38 号

日程第 46. 議案第 39 号

日程第 47. 議案第 40 号

日程第 48. 議案第 41 号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 18、議案第 11 号高鍋町監査委員条例の一部改正についてから日程第 48、議案第 41 号平成 21 年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、以上 31 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 11 号高鍋町監査委員条例の一部改正についてから議案第 41 号平成 21 年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 11 号高鍋町監査委員条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の改正は地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行されたことに伴い、健全化判断比率等に係る審査について明記するものでございます。あわせまして、地方公営企業等の審査につきましても整備するものでございます。

次に、議案第 12 号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。民間の労働時間との均衡及び仕事と生活の調和等を考慮し、国家公務員の勤務時間の短縮を勧告した平成 20 年の人事院勧告や宮崎県人事委員会報告等を踏まえ、国県の措置に準じて職員の勤務時間を週 40 時間から週 38 時間 45 分に改定するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 13 号議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでございますが、今回の改正は第 5 次行財政改革大綱に基づく旅費の見直しと非常勤特別職の報酬額を改定するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、宮崎市への出張に対する旅費日当の廃止と町の事務事業を町民目線で評価する外部評価制度導入に伴う委員報酬額の設定並びに近隣市町村の状況などを踏まえ、行政事務連絡員の報酬額を 1 割程度減額するものでございます。

次に、議案第14号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案につきましては、高鍋町弓道場の利用状況や利用者からの要望を踏まえ、施設利用者の利便性の向上と新規利用者の獲得を図ることを目的として、回数券利用による使用料を追加するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、今般の厳しい財政状況の中、今後も高齢者の増加が見込まれることや、限られた財源の有効活用を図るため、現在80歳以上の高齢者に支給している敬老祝金の見直しを行った結果、一部を減額することにしたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案は、第4期介護保険計画に基づき保険料を改定するとともに、税法改正による保険料の大幅な上昇を緩和するため、附則において新たな階層を設け、負担の軽減を図るとともに、普通徴収に係る納期を国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料と同じく8期にするために、本条例について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第17号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、現在町で収集する一般廃棄物については、町の指定袋を御利用の上、地域ごとの集積場所に集積いただき、町が収集し処理を行っているところでございます。その経費につきましては、受益者負担の原則から町民の皆様指定袋を御購入いただき、得られた収入をごみ処理費用に充てているところでございます。

粗大ごみにつきましては、町民の皆様指定場所まで持ち込んでいただいておりますが、処理費用については徴収していない状況でございます。しかしながら、粗大ごみにつきましても一般廃棄物と同様、持ち込まれたごみを保管し、クリーンセンターまで運搬するなど処理費用が必要でございます。このことから、粗大ごみにつきましても通常の一般廃棄物と同様に、処理経費の一部を受益者負担の原則や公平性の観点から町民の皆様負担していただくため、本条例について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第18号高鍋町企業立地奨励条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は宮崎県地域産業集積活性化基本計画が昨年3月に策定されたことに伴い、本町においても誘致する企業の優遇措置の対象業種に流通関連及び情報通信関連業種を追加し、県と連動した企業誘致の推進を図るため、本条例について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本案は、近年地価下落等経済情勢が変化したことにより国県ともに占用料の額の改定を行ったことにより、均衡を図るため本条例について所要の改正をするものでございます。

主な改正内容は、占用料単価の見直し及び国、地方公共団体等が設ける応急仮設住宅を新たに占用物件として追加したことなどでございます。

次に、議案第20号高鍋町公園条例の一部改正についてでございますが、今回道路占用料徴収条例の一部改正を行うことに伴い、道路占用料単価に準じて公園の使用料についても単価の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてでございますが、本案は介護従事者処遇改善のために実施される平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために基金を造成し、平成21年度及び22年度の介護給付等に要する費用に充てるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託についてから、議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定についてまでの5件についてでございますが、本案は、一昨年に判明した一ツ瀬川土地改良区の不適切会計処理に伴う是正措置として、現在一ツ瀬川土地改良区からかんがい用水以外の水利用を行っている畜産農家等に対し、地域農業振興の立場から新たに高鍋町が西都市、新富町及び木城町から一ツ瀬川雑用水管理事業の事務を受託し、宮崎県知事から西都市・高鍋町・新富町及び木城町内を給水区域とする水利使用許可を受け、雑用水を供給するため関係条例等を整備するものでございます。

まず、議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託についてでございますが、本案は、関係する西都市、新富町、木城町が地方自治法第252条の14第1項の規定により規約を定め、雑用水管理事業に関する事務、水利権申請に関する事務、土地改良財産の多目的使用等の申請に関する事務を本町に委託し、本町がこれを受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第23号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例についてでございますが、本案は、一ツ瀬川雑用水管理事業を設置し、水利使用許可に定められた水利使用規則によって本町を含む1市3町に雑用水を供給することを定めるものでございます。

次に、議案第24号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例についてでございますが、本案は雑用水の給水について雑用水料金を定め、給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第25号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定についてでございますが、本案は地方自治法第209条第2項の規定に基づき、雑用水管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置するものでございます。

次に、議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定についてでございますが、本案は、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置し雑用水を安定して管理供給するため、機械器具の更新、災害等に備えるものでございます。

次に、議案第27号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定についてから議案第29号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定についてまでの3件についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定により、蚊口地区学習等供用施設は

高鍋町第1地区自治公民館連絡協議会に、高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉別館は社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会に、高鍋町総合交流ターミナル施設は株式会社高鍋めいりんの里に、それぞれ指定管理者として指定をしたいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号町道路線の廃止について及び議案第31号町道路線の認定についてでございますが、廃止につきましては、町道の新設及び一部県道路線の見直しにより起点・終点に変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、また認定につきましては、町道の新設及び県道路線の見直し並びに開発地の道路部分の寄附採納に伴う認定のため、同法第8条第2項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、国の地方財政計画では、景気後退等に伴い地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めても、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより多大な財源不足が生じるため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、国の歳出予算と歩調を合わせた定員の純減による給与関係経費の抑制や、地方単独事業費の抑制を図ることとする一方、自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に向けた地方財政対策を講じることとされたところでございます。

さて、本町の財政状況につきましては、厳しさを増す地域経済の中で、国県と足並みをそろえた歳出全般の見直しに取り組んだところでございますが、社会経済情勢や雇用環境の悪化に伴う社会保障関係経費の自然増により、扶助費が高い水準のまま推移していくことは確実でございます。このことに加えまして、一部事務組合の負担金、各特別会計への一般会計からの繰出金も年々増加し、これまで必死に取り組んできた歳出全般での削減や町税を始めとした自主財源では賄いきれない、極めて厳しい財政状況でございます。財政運営のための基金残高も既に限界に達する中にあり、固定経費のウエートが高い財政構造はますます深刻化している状況でございます。

このような大変厳しい状況の下でございますが、平成21年度の予算編成につきましては、職員一人一人が危機意識を持って、財源の確保と歳出抑制を図りながら収支不足額の圧縮に努め、限られた財源の中で町民の皆様の福祉の向上と多様化する町民ニーズや本町を取り巻く諸情勢に的確に対応するとともに、第5次行財政改革大綱を反映させた予算編成に努めたところでございます。

その結果、平成21年度の一般会計当初予算は歳入歳出それぞれ65億7,000万円となり、前年度当初予算と比較して3,850万円、0.6%の増となったところでございます。

その中で、3件の主な事業を御説明申し上げます。

まず、安全・安心なまちづくりとして、昨年からの継続事業でございます再編交付金事業であります。高鍋町防災備蓄倉庫等の整備につきましては、災害時の有事の際に備えた

食料、飲料水等の備蓄倉庫また災害時における住民の避難所として活用し、町民の民生安定を図る所存でございます。

次に、持田団地建て替え事業が平成21年度で整備完了であり、老人福祉施設を兼ね備えた触れ合いとやすらぎのある良好な住宅環境を形成できるよう、地域住民と一体となって推進を図る所存でございます。

次に、町観光振興を図るための蚊口浜海岸整備の一環でありますマリンスポーツ環境整備でございますが、蚊口浜海岸は毎年県内外から多くのサーファーに訪れていただいております。30年余りの歴史のある高鍋オープンサーフィンコンテスト、サーフガイドツアーが開催されるなど、サーフィンのメジャーポイントとなっておりますが、更衣室の老朽化、駐車スペースの確保等の課題がございました。本年度はこれらの課題を解消するため、快適なマリンスポーツ環境づくりを目指してマリンスポーツ環境整備事業に取り組み、新規の観光客の獲得やリピーターの増加、大会誘致等による観光振興を図ってまいるのでございます。

それでは、歳入から予算の概要を申し上げます。

まず町税でございますが、世界的な景気悪化により個人町民税と法人町民税で減収が見込まれますとともに、3年に一度の評価がえにより、家屋を中心に固定資産税の減収も予想され、町税全体で大幅な減収を見込んだところでございます。地方譲与税では、道路特定財源の一般財源化に伴い、「地方道路譲与税」が「地方揮発油譲与税」に名称変更されたところでございますが、景気悪化によるガソリン消費の落ち込みから、減収の見込みで税額を計上したところでございます。

※地方特別交付税では、平成18年度からの児童手当制度の拡充に伴う措置分、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収補てん分、自動車取得税交付金の減収補てん分をそれぞれ見込み、計上したところでございます。

地方交付税では、新たに創設された地域雇用創出推進費分や昨年度からの地方再生対策費等地方財政計画をもとに計上したところでございます。

国県支出金では、現在のところ確定した金額を把握することは困難でございますので、それぞれ見込額等により計上したところでございます。

地方債につきましては、臨時財政対策債の増額はございますが、政策目標や事業効果等を検討し、財政の健全性にも配慮しながら縮減に努めたところでございます。

次に、歳出について申し上げます。

経常的な経費については、全体を見直す中で必要最小限の経費として抑制に努めたところでございますが、性質別経費で見ると人件費、交際費の義務的経費の抑制を図ることはできたものの、一部事務組合負担金である補助費等や特別会計に対する繰出金の伸びが大きく、全体では昨年を上回る予算額となり、内訳につきましては、義務的経費53.0%、消費的経費23.4%、投資的な経費9.9%、その他の経費13.7%でございます。

次に、目的別に主なものを御説明申し上げます。

※後段に訂正あり

まず、議会費につきましては、議会庁舎内放送工事費を計上したところでございます。

次に、総務費につきましては、外部評価制度の実施に伴う経費、公用車リース料、将来のまちづくりや活性化に結びつけるための推進事業費、適正課税を図るための固定資産評価システム業務委託費、住民税年金特別徴収に伴うプログラム修正委託費、交通安全施設整備事業費、町政要覧印刷費、衆議院議員選挙費等を計上いたしたところでございます。

民生費につきましては、福祉バス運行経費、敬老祝金、障害者の自立支援や高齢者の社会参加促進を支援する事業費、国民健康保険、後期高齢者医療、老人保健、介護保険の各特別会計への繰出金等の所要額、また持田地区に設置されます高齢者福祉センターの管理運営費等を計上したところでございます。

児童福祉費関係では、5年に一度見直される次世代育成支援行動計画の策定経費、地域の子供の預かりを援助するファミリーサポートセンター事業費のほか、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、放課後児童クラブ事業等の経費、乳幼児医療費や児童手当の所要額など子育て応援や子育て支援のための関係経費を計上したところでございます。

衛生費につきましては、まず保健衛生費では、小児の診療及び夜間救急者の診療対策費、各種予防接種費、拡充された妊婦の健康診査充実のための経費、特定健診、特定保健指導事業に合わせた健康づくりのための支援事業費等を計上したところでございます。

また、環境衛生費では、唐木戸霊園墓地造成費、公共水域の浄化対策としての合併処理浄化槽設置事業費、ごみ、し尿の処理経費ほか公共下水道事業会計への繰り出し、西都児湯環境整備事務組合、高鍋・木城衛生組合への負担金をそれぞれ計上したところでございます。

農林水産業費につきましては、緑豊かな農村景観と自然環境保全を目指した四季彩のむらを始めとしたむらづくり交付金事業費、地域農業育成支援のための事業費、転作関連では飼料用稲を重点にした新生産調整対策費、畜産関係では、児湯ブランドを確立するための優良雌牛導入・保留対策事業費、肉用牛肥育素牛導入緊急対策事業費を計上いたしたところでございます。また、効率的な農業経営のための生産基盤充実に向けた尾鈴地区土地改良事業の事業推進費、農地や農業用水の保全、向上対策のための事業費を計上したところでございます。

その他、水産業振興としてアユ、ウナギの放流やアサリ・アワビ稚貝放流のための事業費、林業振興として松食い虫防除対策等の事業費を計上したところでございます。さらに、本年度から一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計への繰出金を計上したところでございます。

商工費につきましては、先ほど述べました蚊口浜の整備を行い、観光振興の一つのスポットとし、町の活性化を図る所存でございます。

また、景気の悪化で依然として厳しい状況にございます本町経済につきましては、地元企業を支えること、地元雇用の拡大に努めることなどを念頭に、可能な限り地場産業振興対策、商工業振興対策を始め、町の駅事業の商店街にぎわい創生事業補助金や空き店舗対策のまちなかチャレンジショップ事業補助金など事業の拡充を図るため、引き続き補助す

ることとしたところでございます。

商店街対策としましては、零細企業や個人経営者が多くを占める地域経済の中で、事業資金の融資が課題となっておりますので、小規模事業者特別融資制度保証料補助金の増額を図ったところでございます。

また、商工会議所に対する助成につきましては、商工業振興対策補助金、中小企業相談所事業補助金として本年度も引き続き補助を行い、商工業の振興を推進する所存でございます。また、あわせて子育て支援とあわせたスタンプカードイベント助成事業、まちなかギャラリー事業などにも引き続き所要額を計上したところでございます。

土木費につきましては、道路整備の柱として、交通安全施設整備事業の事業費を計上したところでございます。また、道路維持、公園管理、単独道路改良事業等につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、生活基盤の充実に向けてそれぞれ所要額を計上したところでございます。

住宅関係では、町営持田団地の建て替え事業の最終年度となり、計画どおり完了させるための所要額を計上したところでございます。

県営事業の山下地区急傾斜崩壊対策事業につきましては、引き続き実施していくことでその所要額を計上したところでございます。

下水道整備につきましては、財政状況や整備計画等を考慮し、必要な推進事業費を繰出金として計上したところでございます。

消防費につきましては、継続事業として高鍋町防災備蓄倉庫等の建設費、小型ポンプの導入費、津波ハザードマップの作成費用、新型インフルエンザ対策費、町民の生命と財産を守るための各種防災訓練経費、災害時の非常食備蓄、避難所用携帯備品などの経費を始め、防災ヘリコプター運航経費、東児湯消防組合負担金などの所要額を計上したところでございます。

教育費につきましては、まず学校給食費でございますが、給食調理等業務の民間委託費を計上したところでございます。

学校教育では、相互の交流訪問を通して広い視野を持つ児童育成を図るための姉妹都市交流事業、教育振興費や学校管理費を、また学校区検討委員会の開催経費など、所要額をそれぞれ計上したところでございます。

社会教育では、生涯にわたって適切な学習が進められるよう、家庭教育、学校教育、社会教育が連携した生涯学習の充実に向けて支援するための事業費、自治公民館運営補助及びコミュニティー助成事業のほか高鍋のクスの枝透かし保護事業費、本年10月に高鍋町で開催される全国スポーツレクリエーション祭の経費、美術館費では10周年記念企画展として、版画家・小説家の池田満寿夫展の事業費等をそれぞれ計上したところでございます。

以上、平成21年度一般会計予算の概要について申し上げましたが、先ほど申し上げましたように極めて厳しい財政状況でございます。この難局を乗り切るために健全行財政シ

システム構築が必要であり、第5次高鍋町行財政改革大綱をもとに、自分たちの町は自分たちでつくるという真の住民自治意識の高揚や、前例や既得権にとらわれない職員の意識改革を徹底することが重要であると考えているところでございますので、町民の皆様一人一人の御理解と御協力のもとに強い決意と覚悟をもって努力してまいり所存でございます。

次に、議案第33号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国保事業を取り巻く環境は以前から厳しい状況が続いておりましたが、昨年来の医療費制度の改革や医療費の予想外の伸びなどによりさらに厳しい状況となり、21年度の事業運営に大幅な財源の不足が見込まれ、大変危機的な状況でございます。

このため、国保財政の収支不均衡を改善し、将来にわたり町民が安心して医療を受けることができる環境を整えるべく、今後取り組むべき項目や目標値を盛り込んだ高鍋町国民健康保険運営健全化計画を今年2月に策定し、医療費の適正化、健康づくり、保険税の適正賦課と収納率向上及び広報・普及啓発活動への取り組みを強化することとしたところでございます。

以上のようなことから、予算編成を行うに当たり徹底的な見直しを行い、主たる目的外の経費については削減したところでございますが、基金が枯渇し、なおかつ多額の繰越金も見込めない状況であり、急激な被保険者の負担増の抑制を図るため、県の宮崎県国民健康保険広域化等支援基金から保険財政自立支援事業貸付金の借入れを行うこととしたところでございます。

以上のようなことから、平成21年度予算総額は歳入歳出それぞれ27億2,808万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると約1%の減でございますが、保険給付費の伸びは4.5%、約8,000万円の増でございます。

歳入の主なもの、国保税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金及び広域化等支援基金貸付金です。

歳出の主なもの、人件費等の総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等老人保健共同事業拠出金、保健事業費等及び諸支出金でございます。

次に、議案第34号平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算についてでございますが、この会計は平成20年度から後期高齢者医療制度が施行され、被保険者が移行されたことから、過年度請求分の清算等を行う会計で、21年度までの会計でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,445万5,000円となり、前年度当初予算と比較して1億6,749万円の大幅減となったところでございます。

予算の内容といたしましては、歳入では支払基金交付金、国県支出金は交付金方針が未確定のため1,000円とし、ほとんどが一般会計からの繰入金でございます。

歳出では、19年度までに受診された医療給付費等を執行するためのものでございます。

次に、議案第35号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ3億9,233万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと※6.3%の増でございます。

※後段に訂正あり

歳入の主なものは、被保険者から徴収する保険料、一般会計からの繰入金、受託による特定健診実施に伴う諸収入でございます。

歳出の主なものは、保険料徴収嘱託員報酬等の事務的経費、後期高齢者広域連合への納付金、特定健診等行う保健事業費でございます。

次に、議案第36号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億660万7,000円となり、前年度と比較しますと7.2%、3,147万円の減額でございます。減額の主な要因は公債費の減少で、繰上償還額が減少したためでございます。

予算の主なものでございますが、歳出では污水管渠布設工事費、人件費、公債費等でございます。

財源といたしましては、負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、償還基金繰入金、町債等でございます。

次に、議案第37号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,139万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと0.7%の増でございます。

予算の概要といたしましては、高鍋町、新富町、木城町の要介護認定審査に係る経費となっております。

歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金でございます。

歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

議案第38号平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ13億8,481万7,000円となり、前年度当初予算と比較しますと22.2%の増でございます。

予算の概要といたしましては、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画による初年度予算でございます。

歳入の主なものは保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは介護予防給付費及び第4期介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の施設整備に伴う施設介護サービス給付費並びに地域支援事業に係る委託料等の事務的経費でございます。

次に、議案第39号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算についてでございますが、本案につきましては、予算総額は歳入歳出それぞれ337万6,000円とするもので、前年度当初予算と比較しますと41%、239万1,000円の減でございます。

予算の概要といたしましては、歳入の主なものは一般会計繰入金、清算金、清算金利息、督促事務手数料、延滞金でございます。歳出の主なものは清算金交付金及び清算金利息交付金で、高鍋町に納付することとなるものでございます。

次に、議案第40号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございます

が、本特別会計予算は、議案第25号の高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例に基づき新たに設置されるものでございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,057万6,000円とするもので、歳入の主なものにつきましては、雑用水使用料及び新規予算のため本年度に限り一般会計繰入金を計上しているものでございます。また、歳出の主なものにつきましては、総務費において人件費及び※公債費、施設管理費では報酬、工事請負費、負担金等でございます。

次に、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,550戸、年間総配水量241万7,725立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額4億4,188万9,000円、支出総額4億7,493万9,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費などでございます。また、資本的収支は、収入総額3億5,719万円、支出総額5億7,062万4,000円でございます。支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等で、収入が支出に不足する額につきましては損益勘定留保資金などで補てんするものでございます。

以上、31件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

すいません、訂正をお願いいたします。地方「特例」交付金ということ「特別」と言ったそうなので、「特例」に変えていただきたいと思っております。それから、後期高齢者医療特別でございますが、ということで、「6.8%」の増を「6.3%」と言ったそうですね。「6.8%」に変えていただきたいと思っております。それから最後に、「公課費」、一ツ瀬川の雑飲の議案40号のところ、人件費及び「公債費」と言ったそうですが、「公課費」に変えていただきたいと思っております。

以上です。どうもすみません。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

この後16時から議員協議会を行いますので、お集まりをください。

午後3時48分散会

---

※後段に訂正あり